

公示用

設 計 書

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

工事内容説明書

1. 工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

2. 施工場所 札幌市西区山の手4条2丁目

3. 請負工事費

内訳 工事価格

消費税等相当額

4. 工期 契約に示す着手の日から 令和 8年 2月13日 まで

5. 工事内容 山の手図書館の受変電設備、電灯分電盤・電気暖房分電盤及び機械設備改修工事に
係る電気設備の改修工事を行う。

共通費の算定に用いる工期 T=6.0月

本工事は、発注業務平準化を考慮し早期発注しているため、
共通費算出に用いる工期Tは余裕期間を除き算定している。

(機器や労働者確保等の準備に要する現場着手までの
期間については、現場代理人の常駐を要しない。)

山の手図書館		受変電設備		受変電設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
屋外キュービクル W3400D1800H2300 (4面体)	屋外型 (高圧受電盤・低圧電灯動力盤など) LBS/PCS/計器類、予備品含む、チャンネル共	1	式			
変圧器(50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 単相 6kV-210/105V 30kVA		台			
変圧器(50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 三相 6kV-210V 50kVA		台			
変圧器(50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 三相 6kV-210V 150kVA		台			
変圧器用温度計	油式 500KVA以下		個			
変圧器用防振ゴム	耐震ストッパー付 (200KVA以下)		組			
高圧引込用負荷開閉器(PAS)	耐重塩じん仕様 モーメントコンロ出線 VT内蔵・LA内蔵 方向性 ステンレス製 200A		台			
高所作業車	12m ~ 13m 燃料込 5時間程度	1	式			
高圧ビニル端子 (材料費)	耐塩形		個			
クランプ	スロッドを含む		組			
クランプ			個			
自在バンド IBT	212 370 以内		個			
ステンレスバンド	20mm 260 以内		個			
OC電線 (材料費)	60mm2		m			
OC電線 (施工費)	60mm2 1径間		1径間			
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 ビット・天井		m			
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 FEP内(PF・CD)		m			
6kV EM-CET(EE) ケーブル	60mm2 管内		m			
端末処理 6KV EM-CET	60mm2 屋外耐塩 (シュリンク対策品)		か所			
端末処理 6KV EM-CET	60mm2 屋内 (シュリンク対策品)		か所			

山の手図書館		電灯設備		電灯設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
LED照明器具 B2 再取付費	LED40形 ^ハ -スライト 2000lm V型 ^ク 直付形 一体型		個			
LED照明器具 C1 再取付費	LED40形 ^ハ -スライト 2000lm 下面開放 埋込穴190×1257 一体型		個			
LED照明器具 C2 再取付費	LED40形 ^ハ -スライト 5200lm 下面開放 埋込穴300×1257 一体型		個			
LED照明器具 C2' 再取付費	LED40形 ^ハ -スライト 4000lm 下面開放 埋込穴300×1257 一体型		個			
LED照明器具 D1 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 450(4840lm)		個			
LED照明器具 D1' 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 450(3640lm)		個			
LED照明器具 D2 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 275		個			
LED照明器具 F1 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 900		個			
LED照明器具 G1 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 900		個			
LED照明器具 G2 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ -スライト 埋込型 埋込穴 600		個			
LED照明器具 K1 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ 埋込穴 150 (550lm)		個			
LED照明器具 K2 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ 埋込穴 150 (865lm)		個			
LED照明器具 L1 再取付費	LED ^ク スライト ^ハ 調光有 埋込穴 150		個			
LED照明器具 Q1(非) 再取付費	LED非常灯専用型 (K1-IRS4-JE9相当)埋込穴 150		個			
LED照明器具 Q2(非) 再取付費	LED非常灯専用型 (K1-IRS4-JE13相当)埋込穴 150		個			
LED照明器具 Q2n(非) 再取付費	LED非常灯専用型 (K1-IRS4-JE13相当)埋込穴 100		個			
LED照明器具 Q3(非) 再取付費	LED非常灯専用型 (K1-IRS4-JE30相当)埋込穴 150		個			
人感 ^セ ンサ- 再取付費	換気扇連動用		個			
撤去 再使用あり	照明器具、人感センサー等	1	式			
計						

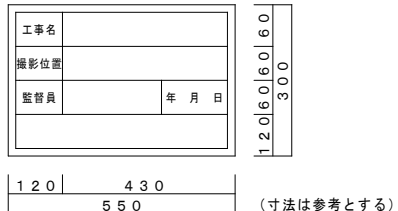
特記仕様書																																																																																									
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 山の手図書館電気設備改修工事</p> <p>2. 工事場所 札幌市西区山の手4条2丁目</p> <p>3. しゅん功期限 契約書に示す着手の日から 令和 8年 2月13日 まで</p> <p>4. 部分引渡し 部分引渡しの時期 : 令和 年 月 日 まで 引渡しの範囲 :</p> <p>5. 工事内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物概要</th> <th colspan="2">工事概要</th> </tr> <tr> <th>用途</th> <td>図書館</td> <th>項目</th> <td>内容</td> </tr> <tr> <th>構造</th> <td>RC造</td> <td>電灯設備</td> <td>受変電設備、電灯分電盤、電気暖房分電盤及び機械設備改修工事に係る電気設備の改修工事を行う。</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">規模</th> <td rowspan="2">地上2階建</td> <td>受変電設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気暖房設備</td> <td></td> </tr> </thead> </table> <p>II. 工事仕様</p> <p>1. 本工事は、公共工事に準じるものとする。</p> <p>2. 図面及び本仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版、（建築工事編）令和4年版、（機械設備工事編）令和4年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版、（建築工事編）令和4年版、（機械設備工事編）令和4年版によるほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款により、工事を履行するものとする。</p> <p>3. 該当項目 (1) 特記事項は●印のついたものを適用する。</p> <p>III. 特記仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般事項</td> <td>1. 適用法規等</td> <td>建設業法および同施行令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。</td> </tr> <tr> <td>2. 特許権等</td> <td>一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等。 ・特許権等の種類および内容（ ）</td> </tr> <tr> <td>3. 工事提出書類</td> <td>工事契約締結後すみやかに監督員に工事着手届、工事工程表、現場代理人及び主任主任技術者（監理技術者）等指定通知書（各2部）、使用資材届（各2部）等を別紙「様式集」により、提出するものとする。</td> </tr> <tr> <td>4. 機材及び材料</td> <td>設計図書の様式により選択し、監督員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」（社）公共建築協会編纂）の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。</td> </tr> <tr> <td>5. 道産品の使用</td> <td>本工事に使用する使用資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>6. 工食用動力等</td> <td>本工事に必要な仮設、照明、工食用動力、用水、試運転調整および関係官庁への手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ● 要 ○ 不要 （仕様は、特記仕様書2 工事仕様による）</td> </tr> <tr> <td>7. 工事標識</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 火災保険等</td> <td>工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付して、その写しを監督員に提出すること。（保険期間：保険の目的物が工事現場に搬入される日～しゅん功期限＋14日以上）</td> </tr> <tr> <td>9. 法定外の労災保険の付保</td> <td>(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対応する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付すこと。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出すること。</td> </tr> <tr> <td>10. 実施工程表・施工計画書等</td> <td>着工に先立ち実施工程表、施工計画書等を提出すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">一般事項</td> <td>11. 工事月報</td> <td>工事工程月報を作成し、監督員に提出すること。</td> </tr> <tr> <td>12. 現場管理</td> <td>現場代理人を責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生の恐れがある場合には、監督員と協議し適切な処置をとること。</td> </tr> <tr> <td>13. 安全衛生管理</td> <td>労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者としての指名をする場合がある。また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保のため適切に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>14. 監督員の立会い</td> <td>隠蔽、埋設工事、スリーブ入れ、主要機器の搬入・据付および試運転調整時には、監督員の立会いの上に行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>15. 主任（監理）技術者資格</td> <td>建設業法による主任（監理）技術者の資格を有するもの。及び、監理技術者は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。</td> </tr> <tr> <td>16. 電気保安技術者</td> <td>○ 第1種又は第2種電気工事士（一般用電気工作物） ● 電気主任技術者又は同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）</td> </tr> <tr> <td>17. 臨時検査</td> <td>発注者の工事施工中における検査の実施 ○ 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う ○ 中間技術検査 工事施工中に行う技術検査 実施回数は原則年度に1回とする 次に掲げる書類及び完成図書を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>18. 工事しゅん功時提出書類</td> <td>(1) 工事しゅん功届（2部）・・・しゅん功日と同日 (2) 諸官庁検査・許可書等・マニフェスト（A＋E 票） (3) 工事写真、完成写真（元データも含む） (4) しゅん功図 ●原因、製本（●A4判2部、○A2判1部） ●CADデータ ○施工図（製本1部） (5) 打合せ記録簿、各種測定表、保証書、社内検査書等（監督員の指示による） なお、受注者は著作物等（工事写真・完成写真等）の利用を発注者に許諾するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	建物概要		工事概要		用途	図書館	項目	内容	構造	RC造	電灯設備	受変電設備、電灯分電盤、電気暖房分電盤及び機械設備改修工事に係る電気設備の改修工事を行う。	規模	地上2階建	受変電設備		電気暖房設備		章	項目	特記事項	一般事項	1. 適用法規等	建設業法および同施行令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。	2. 特許権等	一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等。 ・特許権等の種類および内容（ ）	3. 工事提出書類	工事契約締結後すみやかに監督員に工事着手届、工事工程表、現場代理人及び主任主任技術者（監理技術者）等指定通知書（各2部）、使用資材届（各2部）等を別紙「様式集」により、提出するものとする。	4. 機材及び材料	設計図書の様式により選択し、監督員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」（社）公共建築協会編纂）の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。	5. 道産品の使用	本工事に使用する使用資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。	6. 工食用動力等	本工事に必要な仮設、照明、工食用動力、用水、試運転調整および関係官庁への手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ● 要 ○ 不要 （仕様は、特記仕様書2 工事仕様による）	7. 工事標識		8. 火災保険等	工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付して、その写しを監督員に提出すること。（保険期間：保険の目的物が工事現場に搬入される日～しゅん功期限＋14日以上）	9. 法定外の労災保険の付保	(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対応する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付すこと。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出すること。	10. 実施工程表・施工計画書等	着工に先立ち実施工程表、施工計画書等を提出すること。	一般事項	11. 工事月報	工事工程月報を作成し、監督員に提出すること。	12. 現場管理	現場代理人を責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生の恐れがある場合には、監督員と協議し適切な処置をとること。	13. 安全衛生管理	労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者としての指名をする場合がある。また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保のため適切に行うこと。	14. 監督員の立会い	隠蔽、埋設工事、スリーブ入れ、主要機器の搬入・据付および試運転調整時には、監督員の立会いの上に行うものとする。	15. 主任（監理）技術者資格	建設業法による主任（監理）技術者の資格を有するもの。及び、監理技術者は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。	16. 電気保安技術者	○ 第1種又は第2種電気工事士（一般用電気工作物） ● 電気主任技術者又は同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）	17. 臨時検査	発注者の工事施工中における検査の実施 ○ 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う ○ 中間技術検査 工事施工中に行う技術検査 実施回数は原則年度に1回とする 次に掲げる書類及び完成図書を提出すること。	18. 工事しゅん功時提出書類	(1) 工事しゅん功届（2部）・・・しゅん功日と同日 (2) 諸官庁検査・許可書等・マニフェスト（A＋E 票） (3) 工事写真、完成写真（元データも含む） (4) しゅん功図 ●原因、製本（●A4判2部、○A2判1部） ●CADデータ ○施工図（製本1部） (5) 打合せ記録簿、各種測定表、保証書、社内検査書等（監督員の指示による） なお、受注者は著作物等（工事写真・完成写真等）の利用を発注者に許諾するものとする。	<p>19. 公営住宅の施工</p> <p>(1) 現地で施工開始前に、対象住棟地区の集会所へ施工開始の連絡をすること。 (2) 工事施工の通知書を住棟の各共用階段室1階に掲示し、必要に応じ各戸に配布すること。 (3) 各住戸内の工事が完了した時は、入居者よりサイン又は確認印を受けること。（空住宅は、管理人の確認印とする） (4) 住宅内の工事は必ず入居者立会いのもとで行い、作業工程の調整は、入居者と充分に行い遺漏の無いよう行うこと。 (5) 入居中での工事となるため、住民とのトラブルや安全対策には十分留意すること。 (6) 玄関前アプローチへの工事車両乗り入れは厳禁とする。 (7) 作業場内での資材等は、常に整理整頓し事故の防止に努める。</p> <p>20. 引渡し</p> <p>現場代理人は主要機器等の取扱説明書、付属品、カギ等については、目録を付けて建物管理者に引き渡すものとする。使用取扱方法については取扱者に直接説明を行うこと。設計図書に明記のない場合、または疑いが生じた場合は監督員と協議する。</p> <p>21. 疑義</p> <p>22. 施工体制台帳等</p> <p>(1) 施工体制台帳 建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、受注者は下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成後速やかに施工体制台帳の写しを監督員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、その都度、提出するものとする。その際、資格要件にない免許・資格証等の unnecessary 個人情報は添付しないこと。なお、施工体制台帳の作成範囲・構成は、「施工体制台帳作成のポイント（札幌市財政局工事監理室）」による。</p> <p>(2) 施工体系図 受注者は、施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(3) 現場の管理 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>23. 建設副産物対策</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となった場合は次の項目にあげた事項について措置を講ずること。 ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。 ② 工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。 ③ 本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。</p> <p>(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬出する場合）を作成し、監督員に提出するとともに、工事了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。</p> <p>24. グリーン購入</p> <p>「札幌市グリーン購入ガイドライン」を参照し、環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努めること。</p> <p>25. 建設機械の選定</p> <p>(1) 建設機械 工事に使用する建設機械は以下による。 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（改正 平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき、指定された機械を使用する。 本工事中において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種類で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。 その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機種</th> <th>型式</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>油圧式クローラ型</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>普通、湿地、リッパ装置付</td> <td>ただし、道路運送車両法の排出ガス規制を受けている建設機械は除く。</td> </tr> <tr> <td>トラクターシヨベル</td> <td>ホイール型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>可搬式、溶接兼用機を含む</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>可搬式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>ロードローラ、タイラウ、振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホイールクレーン</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>26. 発生材の処理・処分</p> <p>1. 発生材処理・処分に係る関係法令の遵守 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守する。</p> <p>2. 発生材の分別 排出時に現場で搬入するリサイクル施設・処理施設に合わせて分別することを原則とする。 3. 産業廃棄物運搬・処分 排出事業者（元請）は、収集運搬業者・処分業者にそれぞれ委託し、書面にて契約をすることを原則とする。 又、運搬・処分に当たってはマニフェストにより明確にすることを原則とする。ただし、アスベスト含有製品の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。</p> <p>4. 発生材の処理 本工事で発生する建設副産物の処理方法は下記のとおりとする。また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に監督員と協議すること。なお、搬出先等の指定なきものは『産業廃棄物処理業者名簿』を参照し、適切に処理、処分すること。 (URL: www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/sanhai_meibo.html)</p>	対象機種	型式	規格	バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。	ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	ただし、道路運送車両法の排出ガス規制を受けている建設機械は除く。	トラクターシヨベル	ホイール型		発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む		空気圧縮機	可搬式		油圧式杭圧入引抜機			ローラ	ロードローラ、タイラウ、振動ローラ		ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン		<p>(1) 再生資源化施設へ搬出 ○アスファルトコンクリート塊 ○コンクリート塊・コンクリートブロック ●金属くず ○木くず ○混合廃棄物（分別不能な廃棄物） ○廃石膏ボード ●廃プラスチック類 ●廃蛍光灯類 ○水銀ランプ・ナトリウムランプ</p> <p>(2) その他の施設へ搬出 ○ガラス・陶磁器くず ○コンクリートくず・軽量ブロック・レンガ類 ○ALCパネル ○アスファルト防水材 ○汚水（杭汚泥） ○泥土、脱水ケーキ</p> <p>(3) 建設発生土の処理 ○指定地へ搬出（○堆積 ○敷均し）搬出先（ ） ●構内指示の場所の運搬（○堆積 ●敷均し）</p> <p>(4) 引渡しを要する発生材（調査を監督員に提出し下記場所に保管すること。） 保管場所（ ）</p> <p>(5) 特別管理産業廃棄物 ○引火性液体 ○廃強酸 ○廃強アルカリ ○PCB ○飛散性アスベスト ○その他（ ） なお、特別管理産業廃棄物の処理にあたっては『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第12条の2に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理させること。 アスベスト含有製品の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。</p> <p>(6) 有価金属 ・有価金属は、下記の業者で処分すること。 ①札幌市競争入札参加資格者：物品・役務関係・再生資源関係業者 ②廃棄物再生事業登録業者（知事登録） ③金属くず商許可業者（警察許可） なお、搬出を行った際、領収書又は取引伝票及び許可証等の写しを監督員に提出すること。 ○有価金属は、材料引渡しリストを作成し、下記保管場所に保管すること。（保管場所： ）</p> <p>(7) フロン類の処理 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守し、適正に処理すること。</p> <p>(8) 産業廃棄物運搬車両表示 産業廃棄物を自己運搬する際には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）</p> <p>27. アスベスト アスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令と併せて「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル（事業者向け）」に従い、必要な措置をすること。 (URL: www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbestos/syori.html) 1. 事前調査等 (1) 施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。 (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。 (3) 電気機器にもアスベストが含有している恐れがあるため、調査を行うこと。 (4) 事前調査が完了した際は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下のとおり各種報告等を行うこと。 ①監督職員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。 ②労働基準監督署及び札幌市（環境局）に事前調査の結果等について報告を行うこと。 ③事前調査の結果等については、公衆に見やすいように掲示すること。</p> <p>2. アスベスト含有製品の処理等 (1) アスベスト含有製品の仕様 ○機器類（機器： 台） ○耐火二層管 ○フレンジハット ○タクトハット ○外壁塗装下地調整剤 ○内壁塗装下地調整剤 ○石綿セメント板 厚さ mm ○化粧石綿セメント板 厚さ mm ○吸音穴あき石綿セメント板 厚さ mm ○石綿セメントサイディング 厚さ mm ○石綿セメント珪酸カルシウム 厚さ mm ○化粧石綿セメント珪酸カルシウム 厚さ mm ○押出成形セメント板 厚さ mm ○ビニル床タイル 厚さ mm ○その他（ 厚さ mm）</p> <p>(2) 施工調査 アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。 ① アスベスト含有製品使用部位の確認 ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認 ③ アスベスト含有製品使用数量の確認 ④ 施工範囲等の確認 なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督員と協議のこと。 (3) 作業管理者 「石綿作業主任者」又は平成18年3月以前の「特定化学物質等作業主任者」等の資格を有する作業管理者を選任し管理させること。</p>	<p>(4) 作業標準 アスベスト含有製品処理作業の標準 ① アスベスト含有製品の撤去 (ア) アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。 (イ) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。 (ウ) アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。 (エ) 撤去作業中は、散水その他の方法を去り、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。 (オ) 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。 (カ) 撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。</p> <p>② アスベスト含有製品の集積、運搬等 (ア) 撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。 (イ) 細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。 (ウ) 撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品と保管場所であることの表示を行う。 (エ) アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (オ) アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。</p> <p>③ アスベスト含有製品の処分等 (ア) アスベスト含有製品は、「3. 発生材の処理」で示す処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。 (イ) 撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。</p> <p>3. 発生材の処理 本工事で発生する建設副産物の処理方法、処分場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。処分施設への搬出（調査を監督員に提出すること。） ○飛散性アスベスト 搬出先（参考）・山口処理場（手稲区手稲山口364） ○非飛散性アスベスト成形板 搬出先（参考）・角山開発㈱（江別市角山425番地）</p> <p>4. PCB含有機器の処理等 (1) PCB含有の恐れがある機器については、機器の製造メーカーからPCB不含有証明書入手するか、専門機関でPCBの分析試験を行い、PCB含有の有無を確認すること。 (2) PCBの混入が認められない場合は、不含有証明書または分析試験成績書等を添付の上、産業廃棄物処理業者により適正処理を行うこと。 なお、機器を処理する前には、必ず監督員及び、特別管理産業廃棄物管理責任者の両者に証明書並びに成績書の確認を受けた上で処理を行うこと。 (3) PCBの混入が認められた場合は、「特別管理産業廃棄物」となるため、処理を中止し、監督員と協議の上、必要な措置を講ずること。 揮発性有機化合物が含有しているおそれのある材料については安全データシート等により確認を行い、極力揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の使用に努めること。 使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合は、F☆☆☆又は同等品とすること。 また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行わなければならない。</p> <p>28. 揮発性有機化合物対策 ○対象工事 測定対象工事の受注者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果の報告書等を監督員に提出しなければならない。 (1) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン (2) 測定方法 札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説を参照し、拡散法（パッシブ）より測定する。 (3) 測定時期及び箇所 （測定位置等は監督員と協議のこと） ○施工前 箇所 ○施工後 箇所</p> <p>29. 揮発性有機化合物の室内濃度測定</p>
建物概要		工事概要																																																																																							
用途	図書館	項目	内容																																																																																						
構造	RC造	電灯設備	受変電設備、電灯分電盤、電気暖房分電盤及び機械設備改修工事に係る電気設備の改修工事を行う。																																																																																						
規模	地上2階建	受変電設備																																																																																							
		電気暖房設備																																																																																							
章	項目	特記事項																																																																																							
一般事項	1. 適用法規等	建設業法および同施行令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。																																																																																							
	2. 特許権等	一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等。 ・特許権等の種類および内容（ ）																																																																																							
	3. 工事提出書類	工事契約締結後すみやかに監督員に工事着手届、工事工程表、現場代理人及び主任主任技術者（監理技術者）等指定通知書（各2部）、使用資材届（各2部）等を別紙「様式集」により、提出するものとする。																																																																																							
	4. 機材及び材料	設計図書の様式により選択し、監督員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」（社）公共建築協会編纂）の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。																																																																																							
	5. 道産品の使用	本工事に使用する使用資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。																																																																																							
	6. 工食用動力等	本工事に必要な仮設、照明、工食用動力、用水、試運転調整および関係官庁への手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ● 要 ○ 不要 （仕様は、特記仕様書2 工事仕様による）																																																																																							
	7. 工事標識																																																																																								
	8. 火災保険等	工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付して、その写しを監督員に提出すること。（保険期間：保険の目的物が工事現場に搬入される日～しゅん功期限＋14日以上）																																																																																							
	9. 法定外の労災保険の付保	(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対応する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付すこと。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出すること。																																																																																							
	10. 実施工程表・施工計画書等	着工に先立ち実施工程表、施工計画書等を提出すること。																																																																																							
一般事項	11. 工事月報	工事工程月報を作成し、監督員に提出すること。																																																																																							
	12. 現場管理	現場代理人を責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生の恐れがある場合には、監督員と協議し適切な処置をとること。																																																																																							
	13. 安全衛生管理	労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者としての指名をする場合がある。また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保のため適切に行うこと。																																																																																							
	14. 監督員の立会い	隠蔽、埋設工事、スリーブ入れ、主要機器の搬入・据付および試運転調整時には、監督員の立会いの上に行うものとする。																																																																																							
	15. 主任（監理）技術者資格	建設業法による主任（監理）技術者の資格を有するもの。及び、監理技術者は国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。																																																																																							
	16. 電気保安技術者	○ 第1種又は第2種電気工事士（一般用電気工作物） ● 電気主任技術者又は同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）																																																																																							
	17. 臨時検査	発注者の工事施工中における検査の実施 ○ 臨時技術検査 発注者が必要と認めた場合に行う ○ 中間技術検査 工事施工中に行う技術検査 実施回数は原則年度に1回とする 次に掲げる書類及び完成図書を提出すること。																																																																																							
	18. 工事しゅん功時提出書類	(1) 工事しゅん功届（2部）・・・しゅん功日と同日 (2) 諸官庁検査・許可書等・マニフェスト（A＋E 票） (3) 工事写真、完成写真（元データも含む） (4) しゅん功図 ●原因、製本（●A4判2部、○A2判1部） ●CADデータ ○施工図（製本1部） (5) 打合せ記録簿、各種測定表、保証書、社内検査書等（監督員の指示による） なお、受注者は著作物等（工事写真・完成写真等）の利用を発注者に許諾するものとする。																																																																																							
対象機種	型式	規格																																																																																							
バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。																																																																																							
ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	ただし、道路運送車両法の排出ガス規制を受けている建設機械は除く。																																																																																							
トラクターシヨベル	ホイール型																																																																																								
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む																																																																																								
空気圧縮機	可搬式																																																																																								
油圧式杭圧入引抜機																																																																																									
ローラ	ロードローラ、タイラウ、振動ローラ																																																																																								
ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン																																																																																								

30. その他

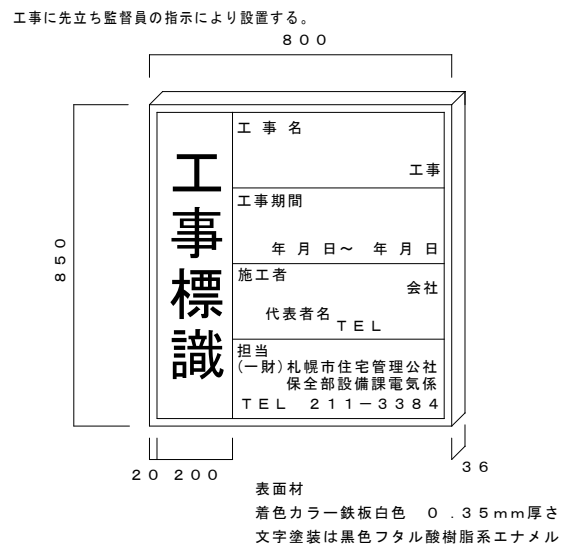
- 特記仕様書1の一般事項の内、監督員が不要と指示したものは省略できる。
- 計量単位は国際単位系（SI単位）とする。
- 工事の施工にあたって、札幌市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努めること。
- 当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覧（適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等）を作成し施工計画書に明示すること。また、監督員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書(写)を提出すること。
- 当該工事における苦情への対応及び報告書について、施工計画書に明示すること。また、監督員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書(写)を提出すること。
- 交通安全管理
工事車両の工事現場内への搬出入に当たって、実状に応じて交通整理員を適時配置し交通安全管理を行うこと。なお、北海道公安委員会が認定する路線における工事現場には、1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員）を配置する。
- 酸欠等作業場所
第1種、第2種酸欠場所においては、法律等関係法令を遵守し安全に努めること。
- 火気の使用場所においては、確実に消火の確認を行い安全に努めること。
- 高所作業における墜落制止器具の使用、落下、転倒事故防止に努めること。
- 現場代理人は、作業員に対し腕章、名札等を着用させその身分を明確にしなければならぬ。
- 作業員の服装、言動には十分留意すること。
- 不法無線局及び違法無線局対策
受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

31. 工事記録写真撮影要領

- 工事写真
(1) 工事写真については、国土交通省大臣官房官庁営繕部補繕工事業写真撮影要領（令和3年版）による。
(2) 撮影対象及び枚数
① 工事写真は主として工事の不可視部分及びその施工の状況についてスケール等を含めて撮影し、撮影対象及び枚数については監督員の指示による。
(3) 撮影方法
① 受注者は内容及び目的を理解している者を写真記録員に定め撮影及び記録を行う。
② 撮影条件の明示は原則として写真の一部に工事名、撮影位置、撮影年月日及び撮影対象の設計寸法又は数量（略図で示してよい）を記入した小黒板を入れる。なお、監督員との協議により、小黒板情報電子化を行うことができる。
③ 寸法の明示として撮影対象には必要に応じ規準線（下げ振り、水糸等で示す）を明示し、主要寸法が読み取れるような目盛り（スタフスケールテープ、リボンテープ等）を入れて撮影する。
- 写真の整理
① 写真はL版（サービスサイズ程度）とし、A4版ファイルに整理する。
② デジタルカメラの使用について、カメラの記録画素数は、1280×960以上を基準とし、印刷等の出力については、プリンターはフルカラーで300dpi以上、用紙・インク等は、通常の使用のもとで5年間程度に顕著な劣化を生じないものを使用する。また、写真データ（JPEG形式）をCD-R等に記録したものを提出すること。
- 小黒板



32. 工事標識



●受変電設備	
引込設備	●本工事 ○別途工事 ●地中 ○架空 引込ケーブル ○EM-CE ○EM-CEMAZV ●その他（EM-CET：EEタイプ） ケーブル保護材料 ●GLT ●FEP
施設場所の方式	○屋内式 ●キュービクル式 ●屋外式
主しや断装置	○OCB型 ○PF-CB型 ●PF-S型
変圧器容量	1φ 30kVA× 1台 3φ 50kVA× 1台 3φ 150kVA× 1台 合計容量 230kVA

○幹線設備	
電線・ケーブル	動力幹線 ○EM-CE ○EM-CET ○EM-IE 電灯幹線 ○EM-CE ○EM-CET ○EM-IE
ケーブルラック	W=
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
○動力設備	
電気方式	3相3線式 200V 50Hz
施工範囲	別途制御盤、電動機、フロートスイッチへの配線及び接続までとする。
電線管	金属製可とう電線管とする。屋外、水気のある場所では、ビニル被覆金属製可とう電線管とする。
主要用途	

●電灯設備	
電気方式	幹線 単相3線式 200/100V 50Hz 分岐 電灯回路 単相2線式 100V 50Hz コンセント回路 単相2線式 100V 50Hz
スイッチ	○大型配線器具（プレートは【○新金 ○樹脂 製とする】） 取付高さ 一般1.3m
コンセント	○大型配線器具（プレートは【○新金 ○樹脂 製とする】） 取付高さ 一般○0.3m ○0.5m ○天井
吊ボルト	吊ボルトは9mm以上とし、スラブその他の構造体より支持を出すこと。支持点数は標準図第2編「電力設備工事」（電力2）による背面形式における器具取付穴ボルト数とする。
照明制御方式	○フル2線方式 ○ワンショット方式 ○片切りスイッチ
接地	照明器具の接地は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第2編 2.13.7によるものとし、ケーブル配線の場合EM-IE1.6mm以上にて接地を取ること。
照明器具	公共施設用照明器具とする。

●暖房器具	
暖房方式	●電気暖房 ○ガス暖房 ○蓄熱暖房 ○灯油暖房
電気方式	3相3線式 200V 50Hz
監視方式	○集中監視盤 ○グラフィックパネル ○タイマー ○コントローラー ○サーモスタット ○温度調節器（白金測温抵抗体）
現場制御盤	○サイリスタ方式 ○マグネット方式 ○無
暖房機	○温風ヒータ ○ベースボードヒータ ○蓄熱暖房器 ○別途 ○パネルヒータ ○ヒーティングケーブル（床暖房）
施工範囲	○配管 ○配線 ●機器取付

●自動火災報知設備	
受信機	P型 級 回線（○単独盤 ○複合盤）
連動制御盤	回線（○単独盤 ○複合盤）
発信機	P型 級（○単独盤 ○複合盤）
地区ベル	○電鈴 150φ（○埋込型 ○露出型） ○無
機器取付方法	○総合盤 ○消火栓箱組込（別途） ○単独設備
感知器	確認ランプ付
施工範囲	○配管 ○配線 ●機器取付（感知器取外し・再取付）
立会検査	●有 ○無

●拡声設備	
アンプ	W（○調整卓型 ○卓上型）
非常放送用アンプ	W 局
施工範囲	○配管 ○配線 ●機器取付（取外し・再取付）
○テレビ共聴設備	
アンテナの材質	○ステンレス ○アルミ UHF 素子
直列ユニット	○埋込型（○1端子 ○2端子）
同軸ケーブル	低損失型
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付

○構内交換設備	
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 従事者に工事担任者（OA I 1種 OA I 2種 OA I 3種 ODD 1種 ODD 2種 ODD 3種）の資格が必要な施工 ○主装置 ○電子ボタン電話機
電線ケーブル	1. 端子盤～電話機 2. 配線盤～端子盤
○インターホン設備	
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
電線ケーブル	
機器種別及び機能	

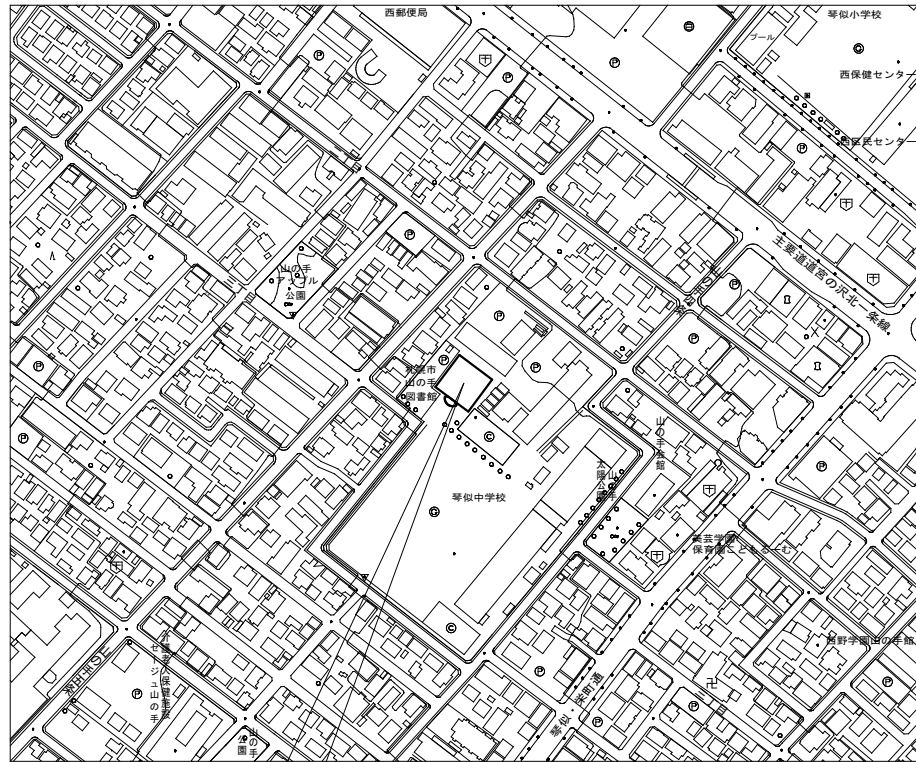
○電気時計設備	
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
機器	○親時計 ○子時計
電線ケーブル	
○情報設備	
施工範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 従事者に工事担任者（ODD 1種 ODD 2種 ODD 3種） の資格が必要な施工

●ロードヒーティング設備	
変圧器容量	1φ kVA× 台 3φ 50kVA× 1台 合計容量 50kVA
電気方式	1相2線式 200V 50Hz 総電力 kW
設計発熱量	W/m ²
ヒーティングケーブル	ピッチ (mm) 幅 (m) ○汎用 ○耐圧用 ○歩道橋用
制御	○遠隔制御 ○多要素（ ） ○温度調節器（白金測温抵抗体）
契約電力	○融雪電力 ○第2融雪電力 ○その他（ ）
代表監視	○有 ○無
その他	

○屋外照明設備	
電気方式	単相2線式 100V 50Hz
引込方式	○架空単独 ○架空連接 ○地中単独 ○地中連接
ポール	○段付丸ポール ○デザイン灯型
灯具	○公園灯用 ○公住用 ○デザイン灯型
ランプ	LED灯 60 W
点滅方式	○自動点滅器 ○タイマー
その他	ポール地際部には防食処置を施すこと。

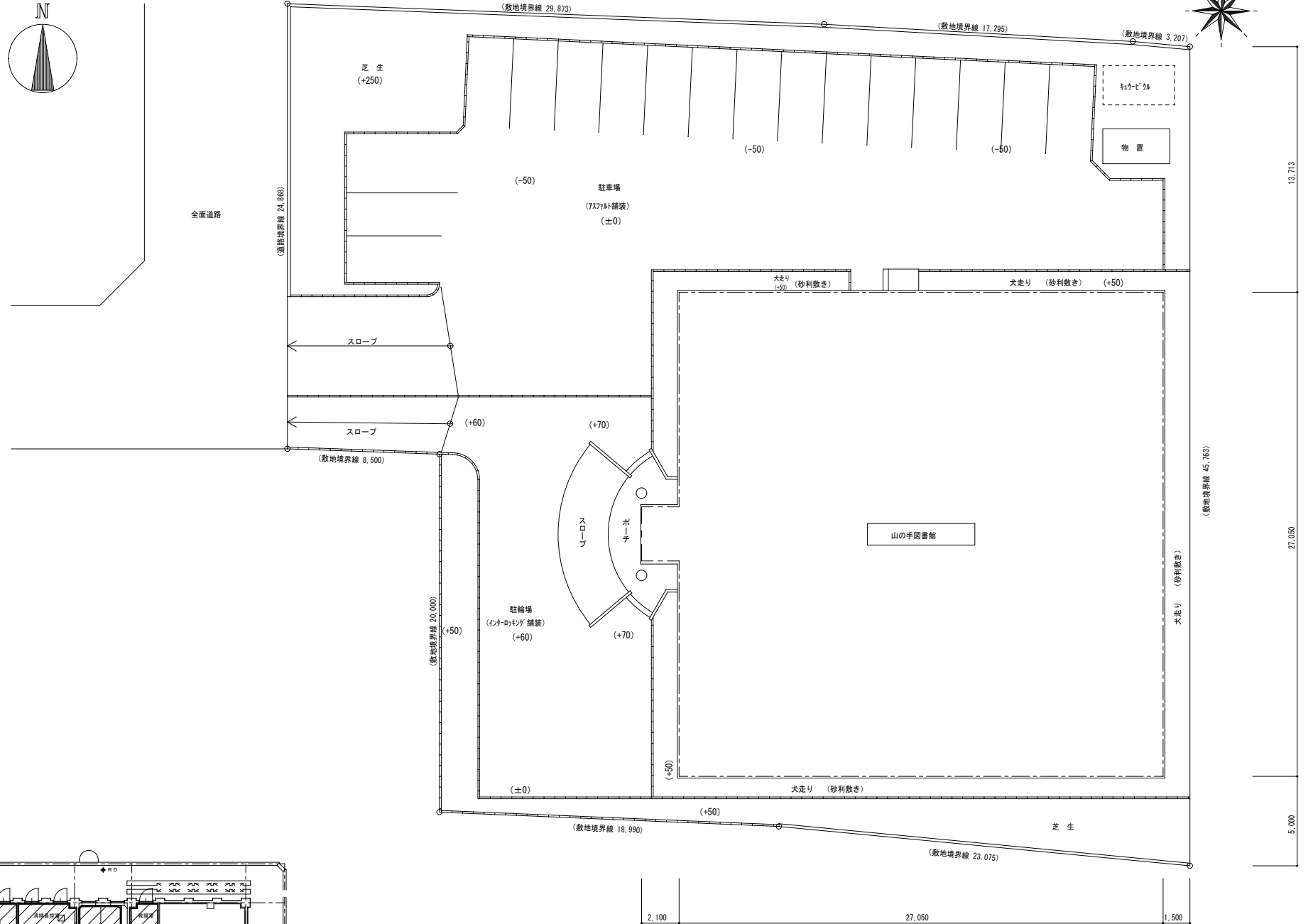
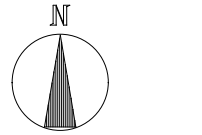
工事区分				
項目	建築	電気	機械	備考
躯体の設備配管用スリーブ及びボックス入れ	○	○	○	
同上スリーブ補強	○	○	○	
天井壁取付け設備機器用穴あけ及び補強	●	○	○	すみ出しは設備
設備用天井・床下点検口	●	○	○	位置は協議、すみ出し・施工は建築
設備機器用穴あけ及びモルタル充填・断熱材補修	○	○	○	
設備用機器基礎	○	○	○	
換気扇等の取付け用枠	○	○	○	
設備機器取付け用下地補強	●	○	○	

施工条件 (改修工事の場合)	
改修工事における建物内（外構、屋外工事は除く）の積算上の施工区分は以下による。 ○全館無人改修 ●執務並行改修	
IV. 工事内容	
1. 山の手図書館の受変電設備、電灯分電盤、電気暖房分電盤及び機械設備改修工事に係る電気設備の改修工事を行う。	
2. 同工事期間中に別途建築工事、機械設備工事あり。	
3. 休館期間は、9月1日から1月31日までとする。	
4. 同休館期間中、一般利用は休止とするが図書館職員は事務所で執務を行うこととする。	
5. 9月1日から別途建築外部工事あり。内部工事に関しては10月1日から行うこととする。	
6. 屋外工事（キュービクル、高圧ケーブル、PAS等）に関しては11月中旬を目途に施工を終わらせること。	

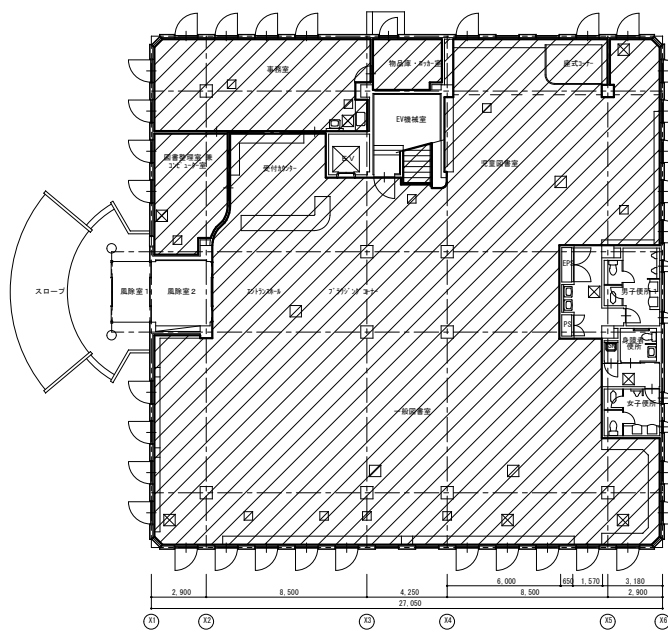


工事場所：札幌市西区山の手4条2丁目

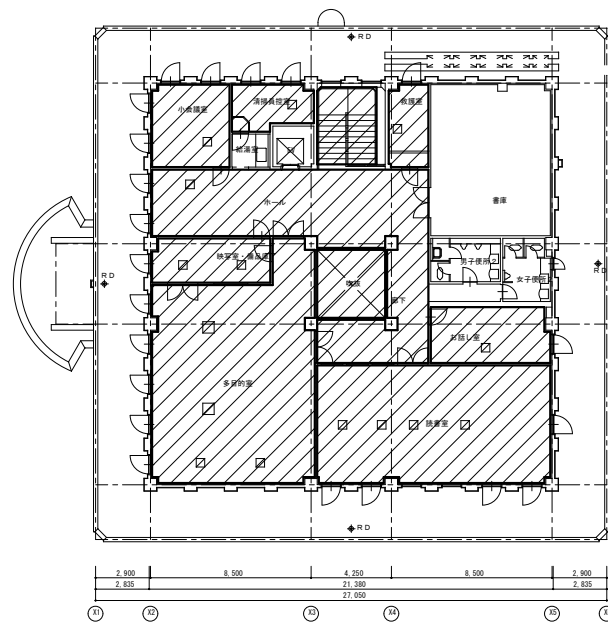
付近見取図



配置図 S=1/150



1階平面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200

アスベストに関する特記事項

- 1 受注者は施工範囲について目視・設計図書等による確認を行い石綿等の含有について調査を行うこと。
- 2 調査結果については、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 3 既存建物の図の網掛け部分 には石綿等が含有されている可能性があるため作業時には防護具等を使用すること。

含有可能性部位 ●天井材 ●塗装下地材 ●その他 ○図示 (レベル O1 O2 ●3)

・壁及び柱型 ⇒ 1階：エントランス、受付カウンター、一般図書室、児童図書室、座式コーナー、プラザ/ソファコーナー、事務室
図書整理室兼コピー室、物品庫兼ロッカー室、階段室
2階：読書室、お話し室、多目的室、映写室・備品庫、小会議室、清掃員控室、休憩室
ホール、廊下、吹抜、階段室

・天井 ⇒ 1階：多目的室、吹抜

- 4 「石綿作業主任者」または平成18年3月以前の「特定化学物質等作業主任者」の資格を有する者に管理させること。
- 5 アスベストを含む部分での作業時は保護具を着用し、特別教育を受けた者のみ作業を行うこと。

防護具	参考数量	数量	単位	備考
● 防護衣(手袋、シューズ含む)	2	着	2名で計上	
● 防護マスク	2	個	2名で計上	
● 高性能75%フリンジタイプ	2	組	2名で計上	
● 防護メガネ	2	個	2名で計上	
● 真空掃除機 換料	1台/日	30	日	
● 真空掃除機用フィルター	1	式		

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

図面番号 E / O 3

図面名 付近見取図・配置図・アスベスト範囲図

原寸 縮尺 年月日
A 1/150・200・2500
A 3/1000・400・5000 R06.1

株式会社 北海道総合設備研究所
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号
一級建築士 土門 義廣 第177541号

審査担当製図

※ 既設
6kV CV60sq×3C (PLP70) : 高圧引込 ⇒ 撤去
600V CV5.5sq×2C (PLP36) : SOG電源 ⇒ 残置
CV2sq×2C (PLP54) : ヨビ ⇒ 残置

※ 高圧引込ケーブルは撤去・新設とする。
※ 立上げ配管は撤去・新設とする。

※ 新設
6kV EM-CET60sq (EE47) (FEP80 : 新設+保護管) : 高圧引込 ⇒ 新設
600V CV5.5sq×2C (PLP36) : SOG電源 ⇒ 残置
CV2sq×2C (PLP54) : ヨビ ⇒ 残置

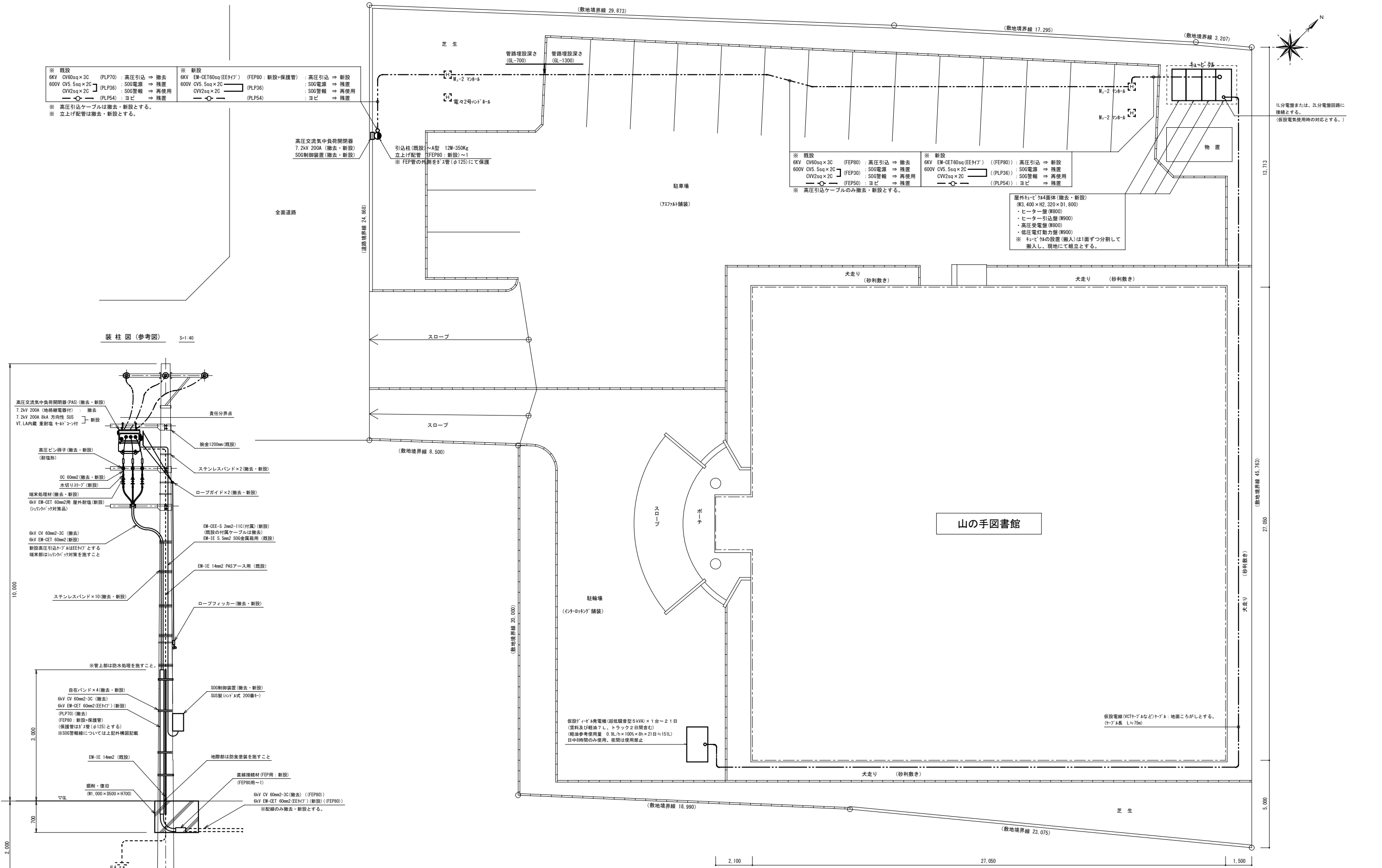
※ 高圧引込ケーブルのみ撤去・新設とする。

※ 既設
6kV CV60sq×3C (FEP80) : 高圧引込 ⇒ 撤去
600V CV5.5sq×2C (FEP30) : SOG電源 ⇒ 残置
CV2sq×2C (FEP50) : ヨビ ⇒ 残置

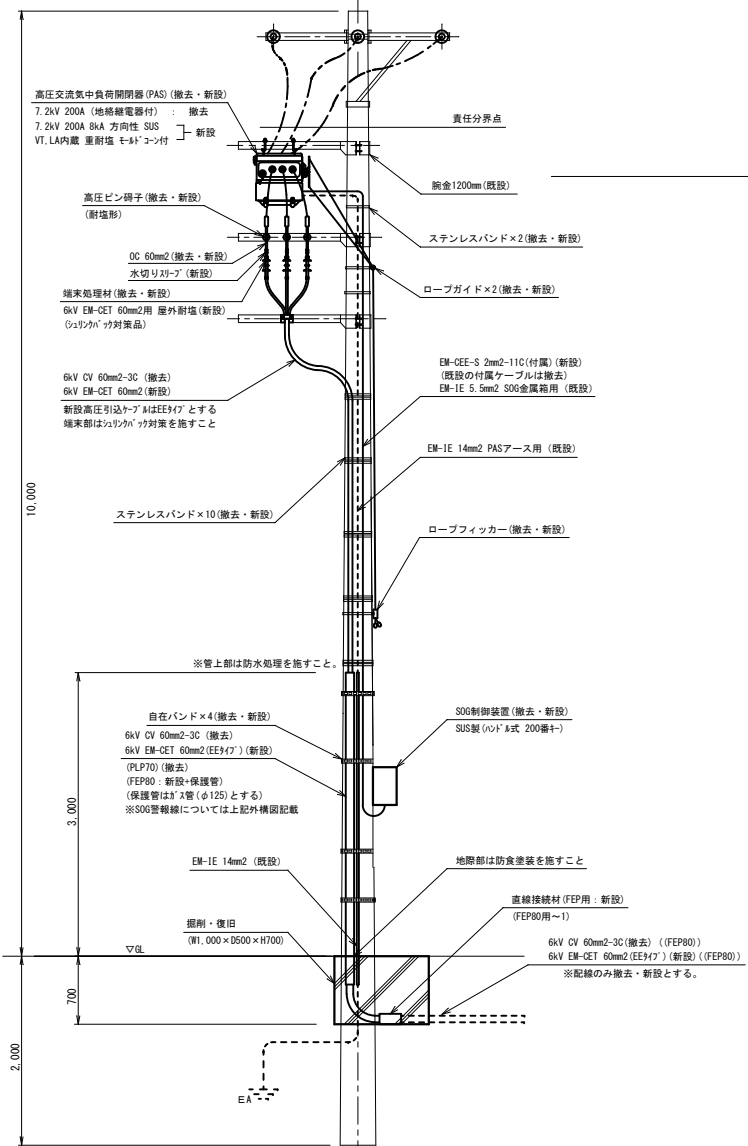
※ 新設
6kV EM-CET60sq (EE47) (FEP80) : 高圧引込 ⇒ 新設
600V CV5.5sq×2C (PLP36) : SOG電源 ⇒ 残置
CV2sq×2C (PLP54) : ヨビ ⇒ 残置

※ 高圧引込ケーブルのみ撤去・新設とする。

屋根「カビ」カ4面体(撤去・新設)
(W3,400×H2,320×D1,800)
・ヒーター盤(W900)
・ヒーター引込盤(W900)
・高圧受電盤(W800)
・低圧受電盤(W900)
※ 「カビ」カの設置(搬入)は1面ずつ分割して搬入し、現地で組立とする。



装柱図(参考図) S=1/40



※立上りケーブル・保護管
高圧引込: 6kV EM-CET 60mm2 (EE47) (FEP80)
FEP管の外側をガス管(φ125)にて保護
(GL-500~GL+3000)

※参考
・高所作業車 (作業床高: 12m)
(作業時間: 5時間)
燃料・燃料込

外構図 S=1/100

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

図面番号 E/O4

外構図 受変電設備	原寸	縮尺	年月日
構内配線経路図(撤去・新設)	A 1	1/100	R06.1
	A 3	1/200	

株式会社 北海道総合設備研究所
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号
一級建築士 土門 義廣 第177541号

審査担当 装柱図

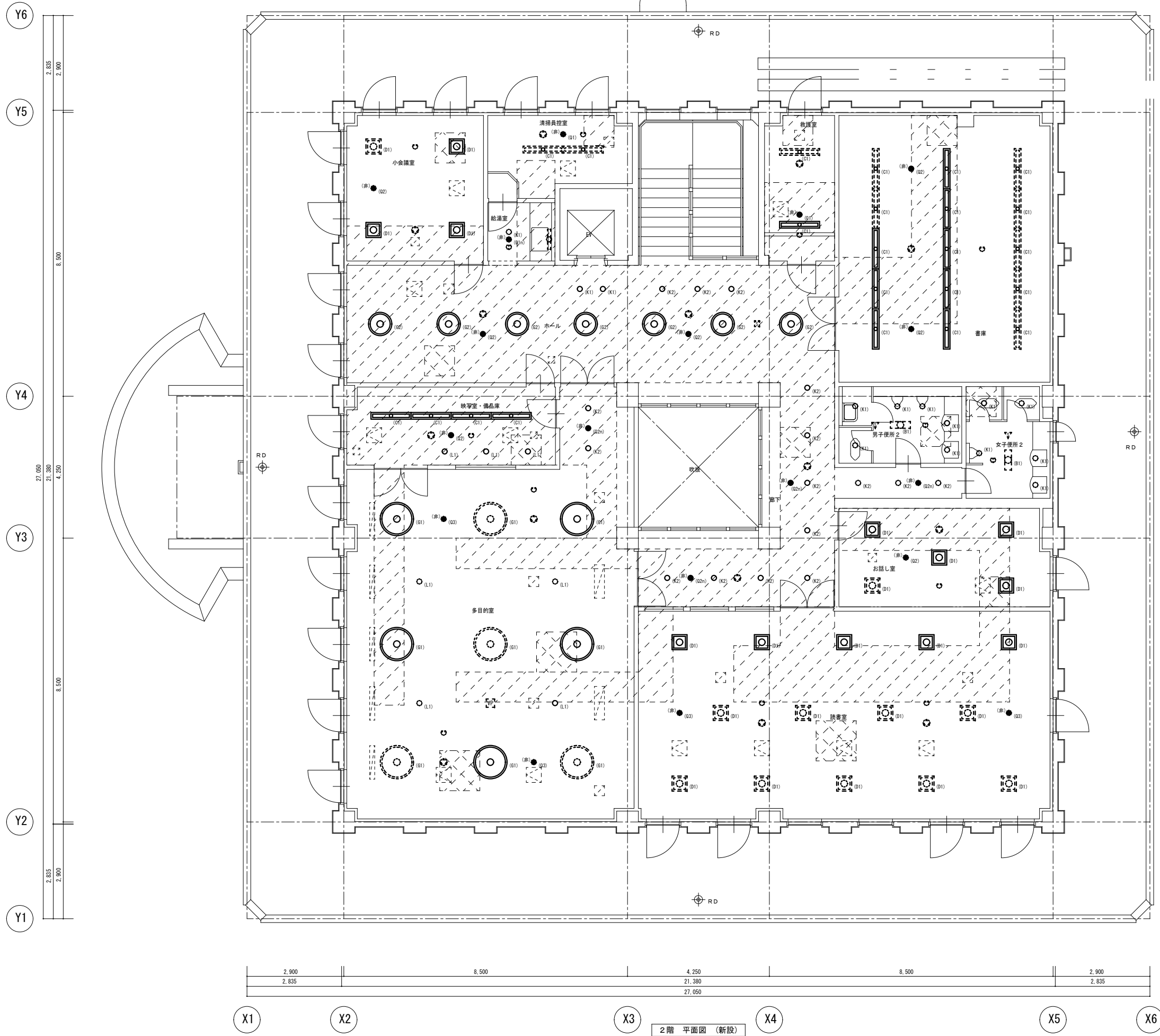


凡例			
記号	名称	摘要	
	LED照明器具	LED20形へ-35付 800lmタイプ V型3灯 直付形 一体型	既設のまま
	LED照明器具	LED40形へ-35付 2000lmタイプ V型3灯 直付形 一体型	取外し・再取付
	LED照明器具	LED40形へ-35付 2000lmタイプ 下面開放 埋込穴190×1257 一体型	取外し・再取付
	LED照明器具	LED40形へ-35付 5200lmタイプ 下面開放 埋込穴300×1257 一体型	取外し・再取付
	LED照明器具	LED40形へ-35付 4000lmタイプ 下面開放 埋込穴300×1257 一体型	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ450 (4,840lm)	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ450 (3,640lm)	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ275	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ900	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ900	取外し・再取付
	LED照明器具	LED70形へ-35付 埋込型 埋込穴φ600	取外し・再取付
	LED照明器具	LED9'タイプ 埋込穴φ150 (550lm)	取外し・再取付
	LED照明器具	LED9'タイプ 埋込穴φ150 (865lm)	取外し・再取付
	LED照明器具	LED9'タイプ 調光有 埋込穴φ150	取外し・再取付
	LED照明器具	LED9'タイプ 防雨型 埋込穴φ150	既設のまま
	LED照明器具	LED70形タイプ 防湿型・防雨型	既設のまま
	LED照明器具	LED直付型40形ケールタイプ	既設のまま
	LED非常灯専用型	(K1-IRS4-JE9相当) 埋込穴φ150	取外し・再取付
	LED非常灯専用型	(K1-IRS4-JE9相当) 埋込穴φ100	既設のまま
	LED非常灯専用型	(K1-IRS4-JE13相当) 埋込穴φ150	取外し・再取付
	LED非常灯専用型	(K1-IRS4-JE13相当) 埋込穴φ100	取外し・再取付
	LED非常灯専用型	(K1-IRS4-JE30相当) 埋込穴φ150	取外し・再取付
	人感センサー	換気扇連動用	取外し・再取付

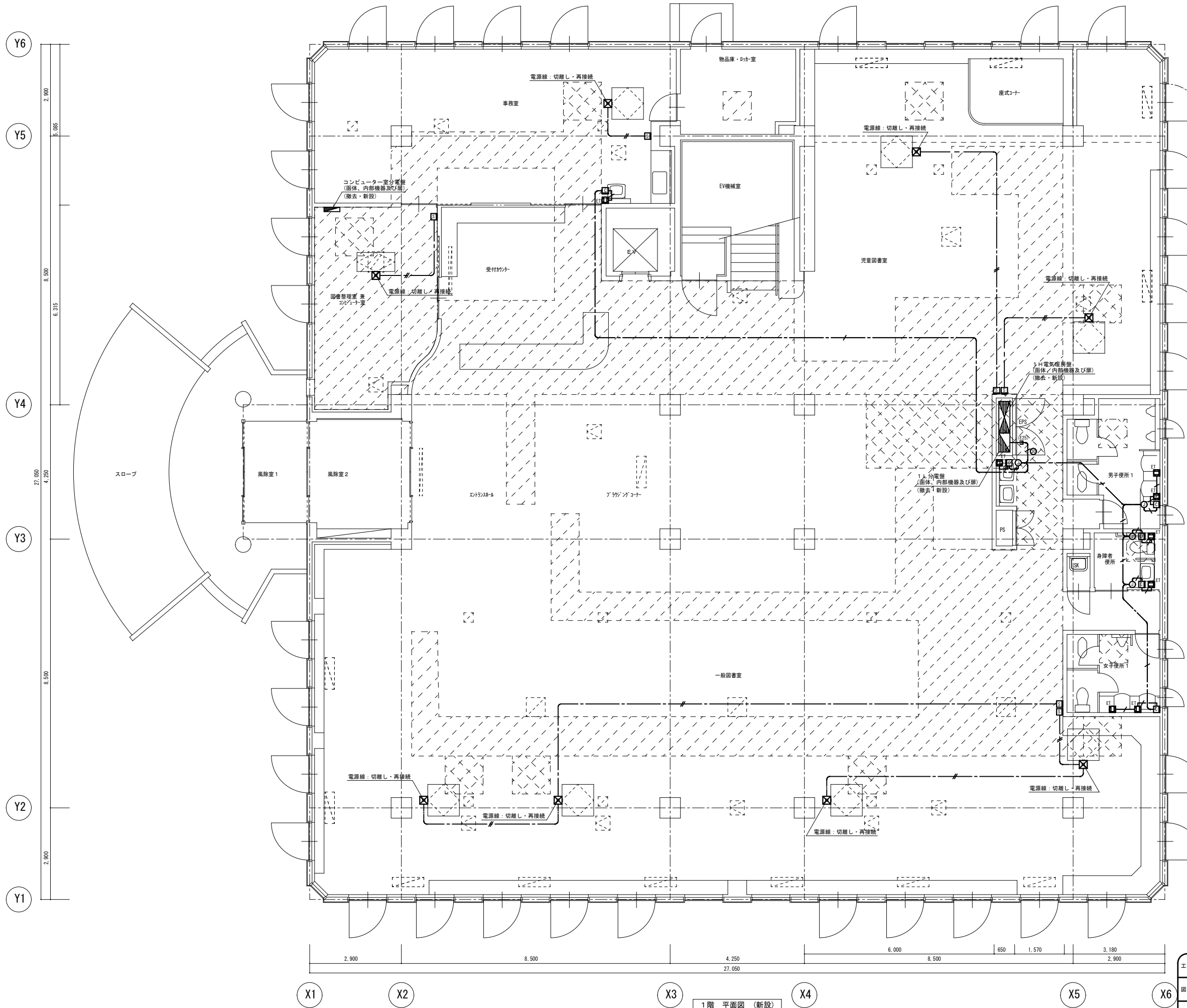
注 記
 (1) 図中の実線の照明器具を、取外し・再取付の照明器具とする。
 (2) 男子便所・女子便所に取付の照明器具・B1、B2は埋込タイプ(建築施工)に取付している。

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事 図面番号 E/05
 図面名 電灯設備 1階 平面図 (改修前・改修後) 原寸 縮尺 年月日
 A 1 1/60 R06.1
 A 3 1/120
 株式会社 北海道総合設備研究所 審査担当 製図
 一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号
 一級建築士 土門 義廣 第177541号

1階 平面図 (新設)



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
図面名 電灯設備 2階 平面図 (改修前・改修後)	原寸	縮尺	年月日	E / O 6
A 1	1/60	R06.1		
A 3	1/120			
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				



凡例			
記号	名称	摘要	
■ ET	コンセント 1個用スイッチボックス (形状-B A形)	2P15A×1 ET付 金属P	新設
□	スイッチボックス (形状-B A形)		新設
○	ジャンクションボックス (VF用: 大)		新設
■	換気扇用 (熱交換型) スイッチ 2個用スイッチボックス (形状-B A形) (スイッチボックスは新設とする)	スイッチは機械設備より支給品	撤去・新設
⊗	接続ボックス	新設 (更新) する機器に取付してあるボックス	
⊗ (付注)	接続ボックス	既設の機器に取付してあるボックス	
◇ (点線)	熱交換型換気扇	電源 電圧: AC100V	(別途機械工事)
◇ (実線)	熱交換型換気扇	電源 電圧: AC100V	(別途機械工事)
⊠ (点線)	エアコン室外機	電源 電圧: AC3φ200V	(別途建築工事)
— / —	EM-EEF2.0-3C	天井ごろがし	新設
— / —	EM-EEF2.0-3C~2	天井ごろがし	撤去・新設
— / —	EM-EEF2.0-3C	形状-B A形	新設
— / — (E25)	EM-EEF2.0-3C (E25)	保護配管+天井ごろがし	新設

注 記

(1) 図中の「⊗」記号は新設スイッチ用及びコンセント用の配線とする。

(2) 既設の「⊗」記号は配線 (スイッチ用) は撤去とする。

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

図面番号 E / 07

図面名	幹線・動力・コンセント・換気設備	原寸	縮尺	年月日
1階 平面図 (改修前・改修後)		A 1	1/60	R06.1
		A 3	1/120	

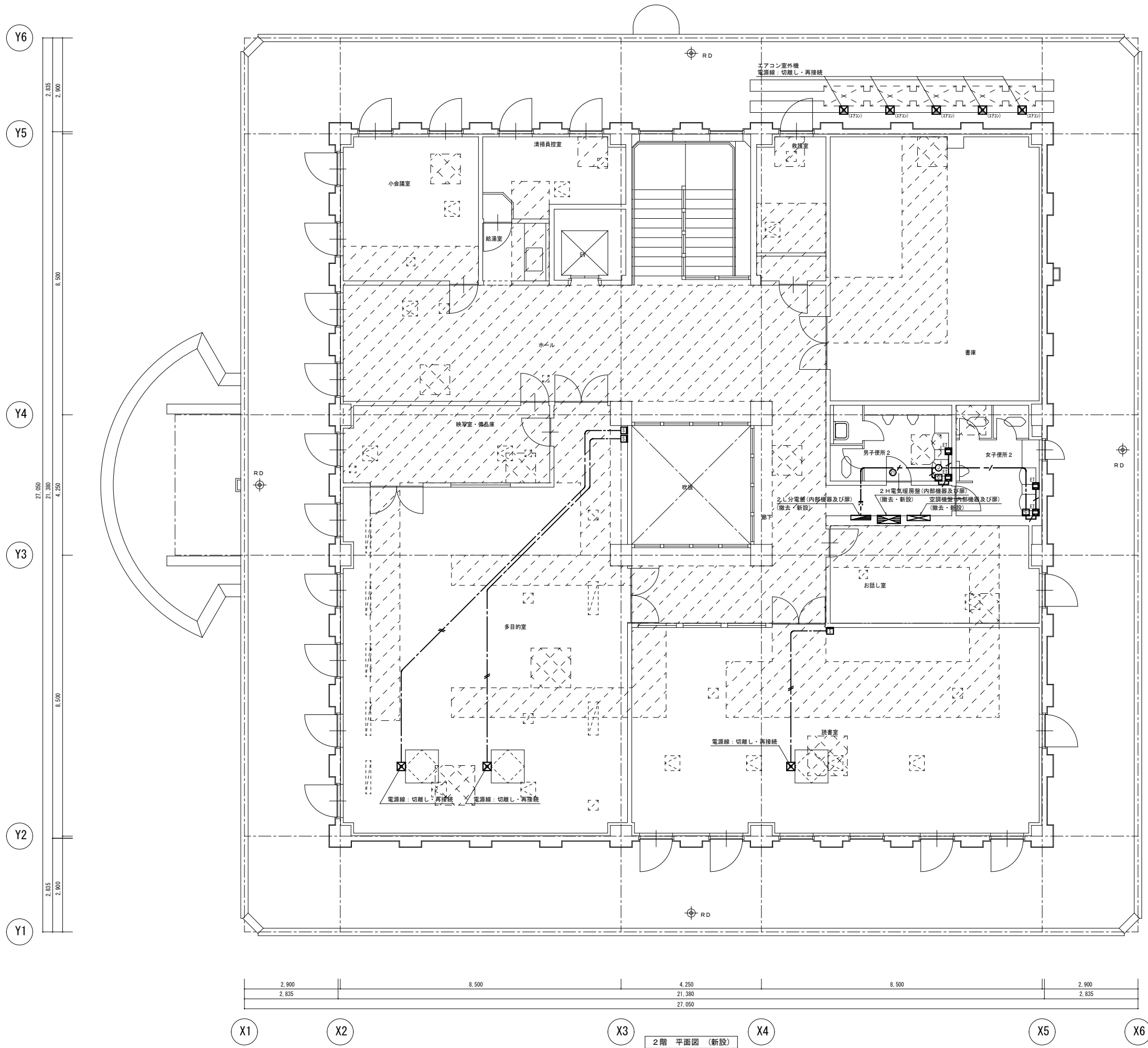
株式会社 北海道総合設備研究所

一級建築士事務所 北海道知事登録 (石) 第3155号

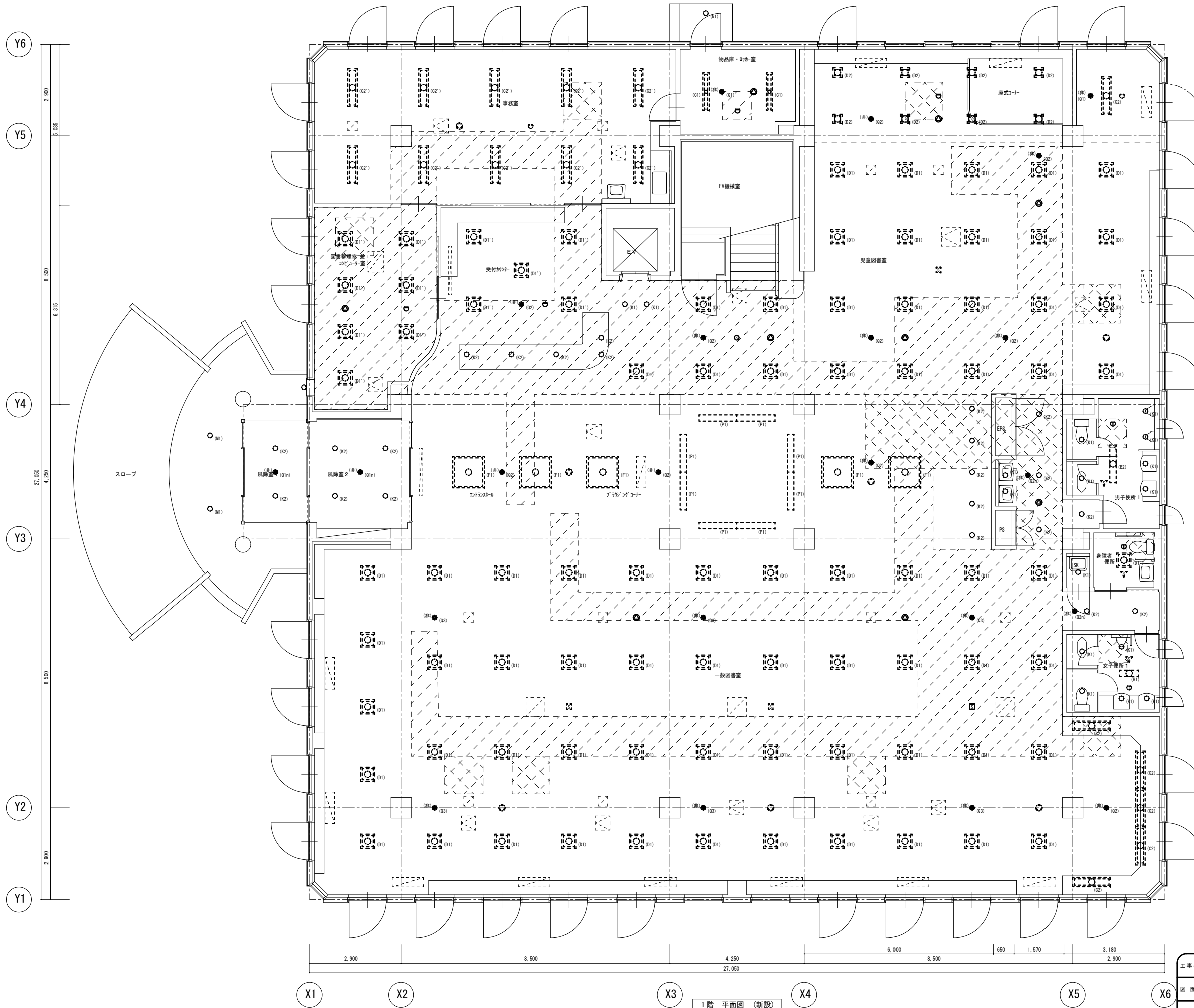
一級建築士 土門 義廣 第177541号

審査担当 製 図

1階 平面図 (新設)



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
幹線・動力・コンセント・換気設備	原寸	縮尺	年月日	E / O 8
図面名 2階 平面図 (改修前・改修後)	A 1	1/60	R06.1	
	A 3	1/120		
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				



凡例			
記号	名称	概要	
▲	天井埋込LED灯	SCSHI-3V0	取外し・再取付
●	熱感知器	差動式様付型2種	取外し・再取付
◎	熱感知器	定温式様付型1種 防水型	取外し・再取付
■	煙感知器	光電式様付型2種	取外し・再取付
○	煙感知器	光電式様付型3種	取外し・再取付
注記			
(1) 図中の実線の天井埋込LED灯と火報感知器を、取外し・再取付とする。			
(2) ビデオカメラ(多目的室)は撤去とする。			
(3) 壁付LED灯:2種(多目的室)は撤去とする。			

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

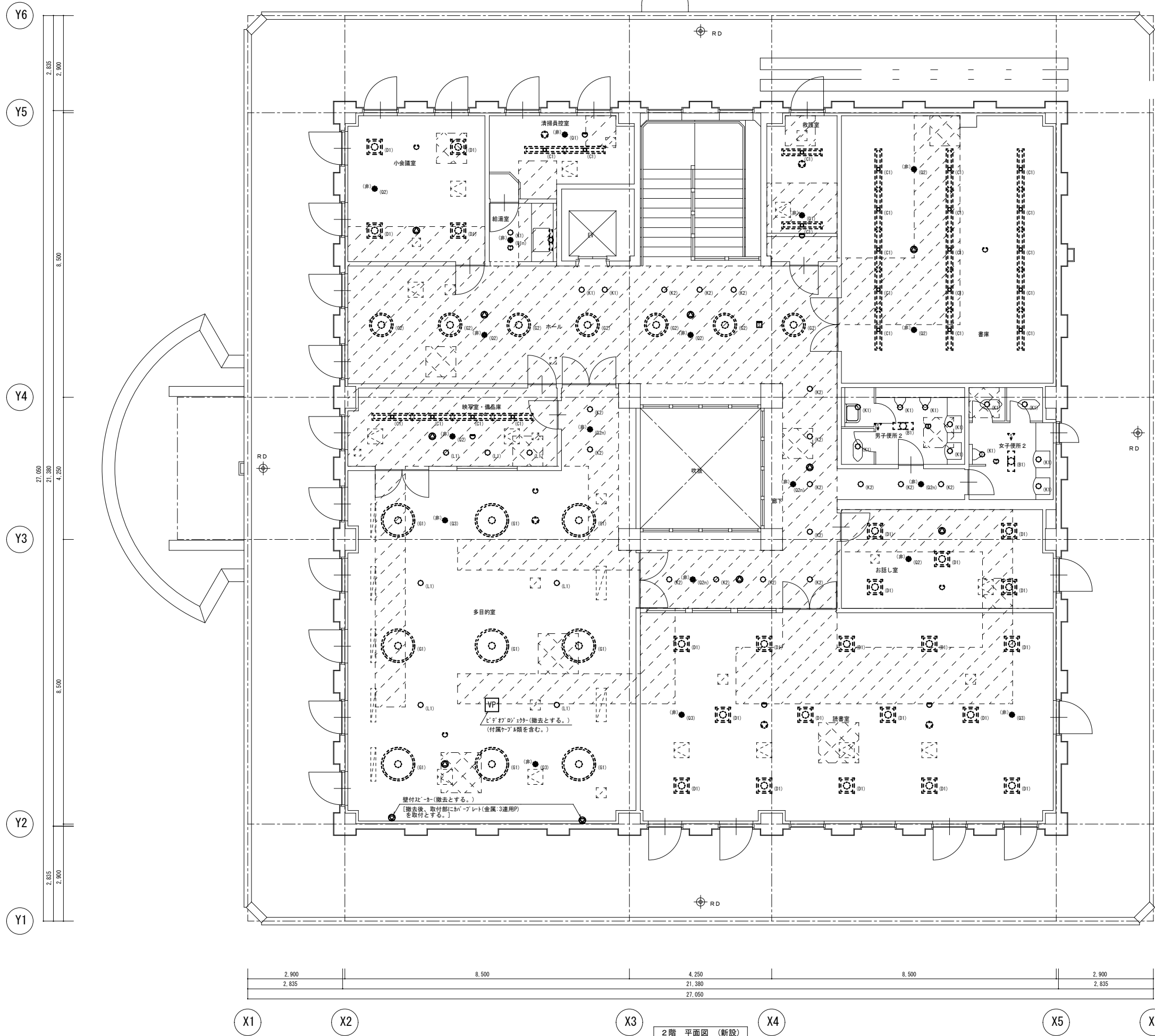
図面番号 E/09

原寸	縮尺	年月日
A 1	1/60	R06.1
A 3	1/120	

図面名 弱電設備 1階 平面図 (改修前・改修後)

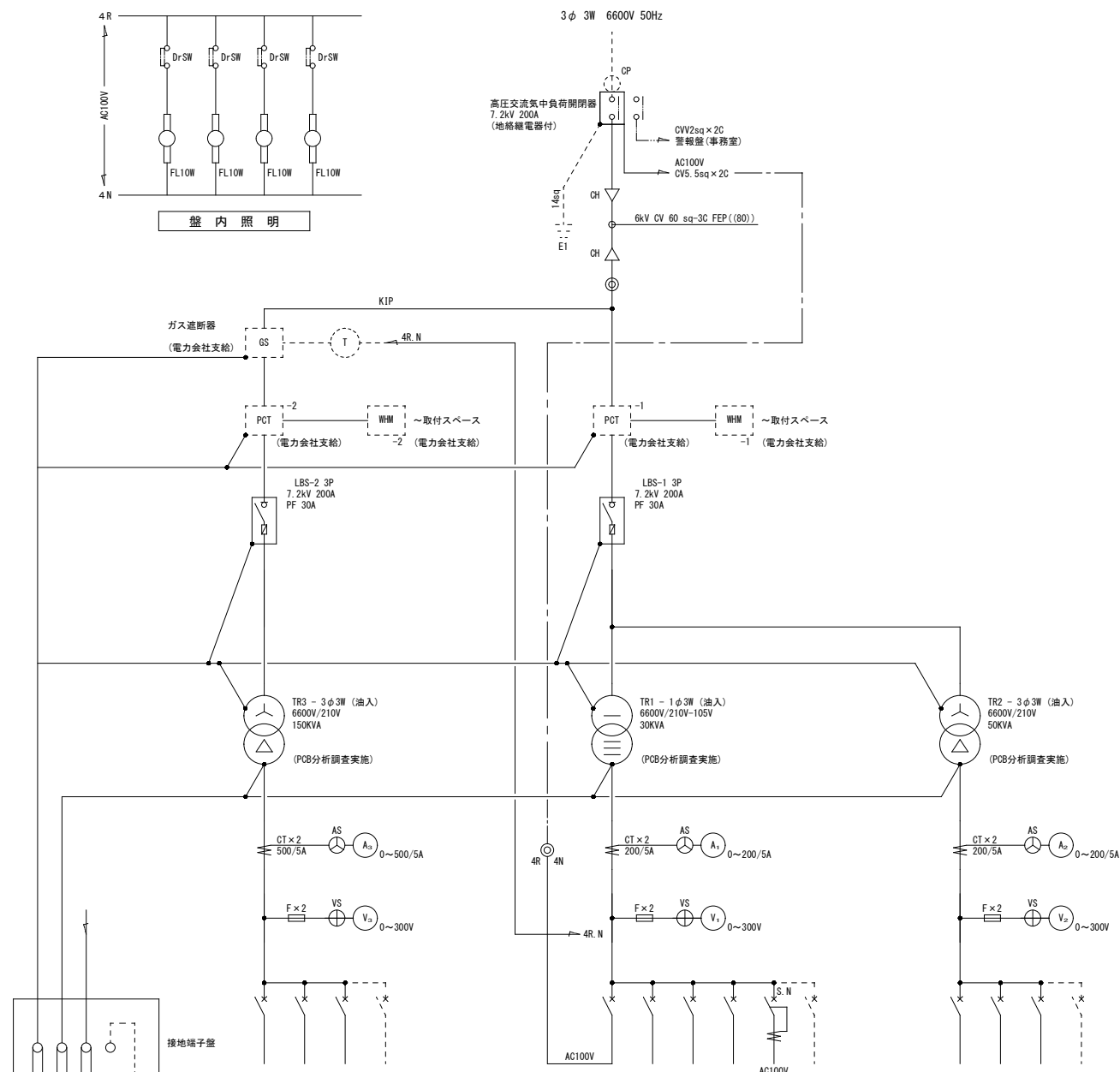
株式会社 北海道総合設備研究所
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号
一級建築士 土門 義廣 第177541号

審査担当 製図



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
図面名 弱電設備 2階 平面図 (改修前・改修後)	原寸	縮尺	年月日	E / 10
A 1	1/60	R06.1		
A 3	1/120			
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				

受変電設備単線結線図 改修前



負荷名称	配線サイズ	配線用遮断器	容量	定格
1H-A	CV150sq×3C	MCB-21-3P	59.68kW	225A 200AT
1H-B	CV160sq×3C	MCB-22-3P	23.58kW	100AF 75AT
2H	CV150sq×3C	MCB-23-3P	62.82kW	225A 200AT
スペース		MCB-3P		225A 225AF

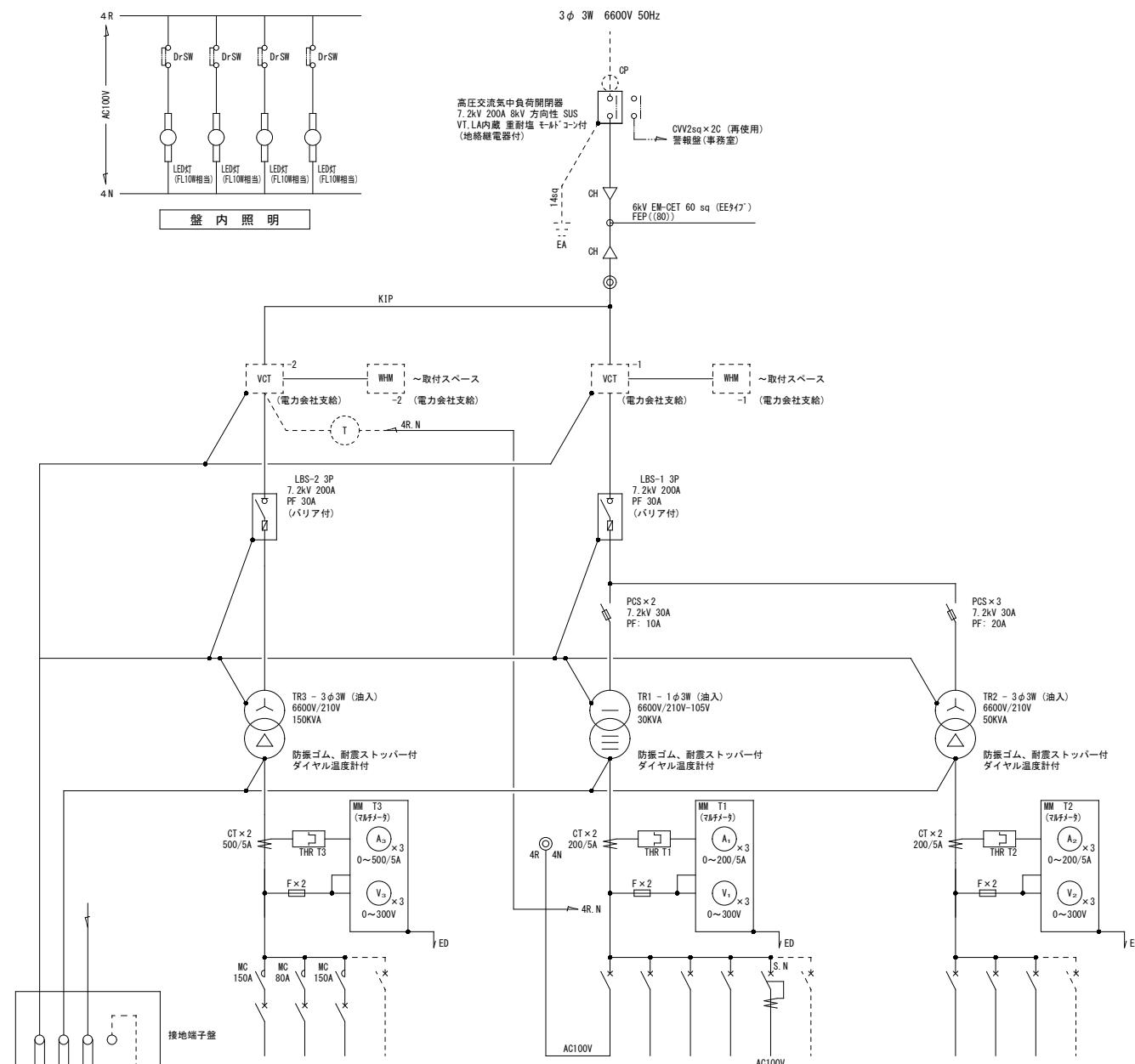
SUS電源	CV15.5sq×2C	MCB-4-2P	50AF	20AT
1L	CV110sq×3C	MCB-1-3P	225AF	200AT
2L	CV105sq×3C	MCB-1-3P	225AF	175AT
ヨロ	CV160sq×3C	MCB-2-3P	100AF	100AT
ヨロ	CV150sq×3C	MCB-3-3P	100AF	100AT
屋外物置	ELCB-5-2P		50AF	20AT
スペース	MCB-3P			225AF

空調機盤	CV110sq×3C	MCB-11-3P		
エレベーター	CV38sq×3C	MCB-12-3P	225AF	150AT
ロードヒーティング	CV22sq×3C	MCB-13-3P	100AF	100AT
スペース	MCB-3P			225AF

注記

※キュービクルの撤去(搬出)は1面ずつ分割して撤去する。
 ※各TRの絶縁油のPCB分析を行い含有の場合は監督員指示に従うこと。

受変電設備単線結線図 改修後



負荷名称	配線サイズ	配線用遮断器	容量	定格
1H-A	CV150sq×3C	MCB-21-3P	59.68kW	225A 200AT
1H-B	CV160sq×3C	MCB-22-3P	23.58kW	100AF 75AT
2H	CV150sq×3C	MCB-23-3P	62.82kW	225A 200AT
スペース		MCB-3P		225AF

ヨロ	MCB-4-2P			
1L	CV110sq×3C	MCB-1-3P	225AF	200AT
2L	CV105sq×3C	MCB-2-3P	100AF	100AT
ヨロ	MCB-3-3P			100AF 100AT
屋外物置	ELCB-5-2P		50AF	20AT
スペース	MCB-3P			225AF

空調機盤	CV110sq×3C	MCB-11-3P		
エレベーター	CV38sq×3C	MCB-12-3P	225AF	150AT
ロードヒーティング	CV22sq×3C	MCB-13-3P	100AF	100AT
スペース	MCB-3P			225AF

注記

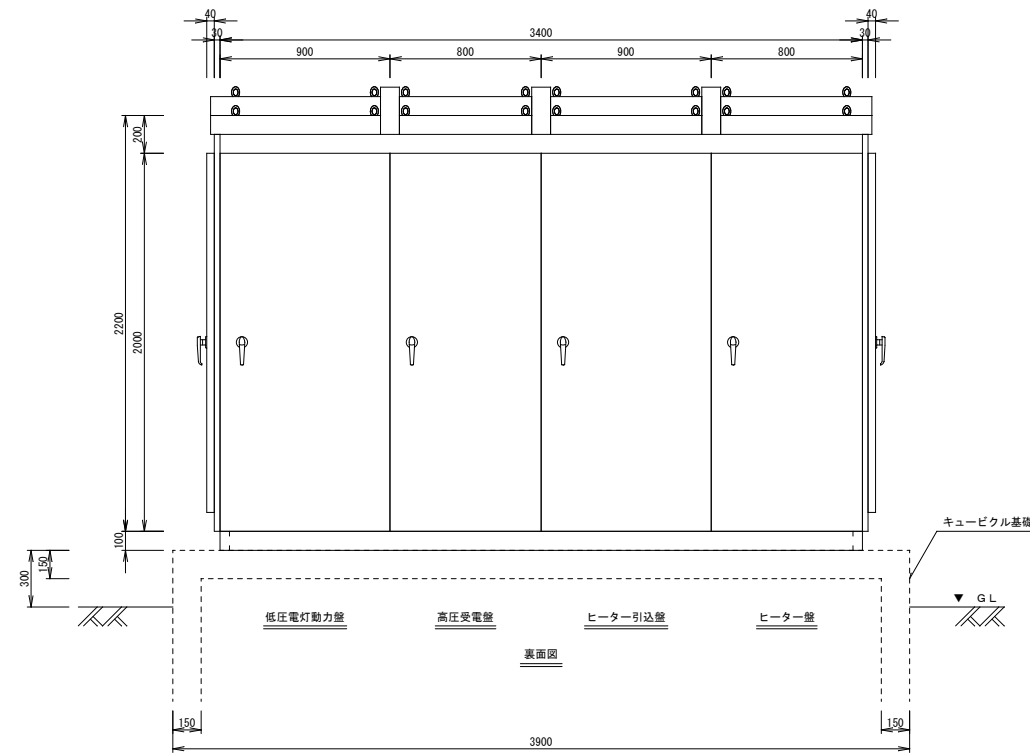
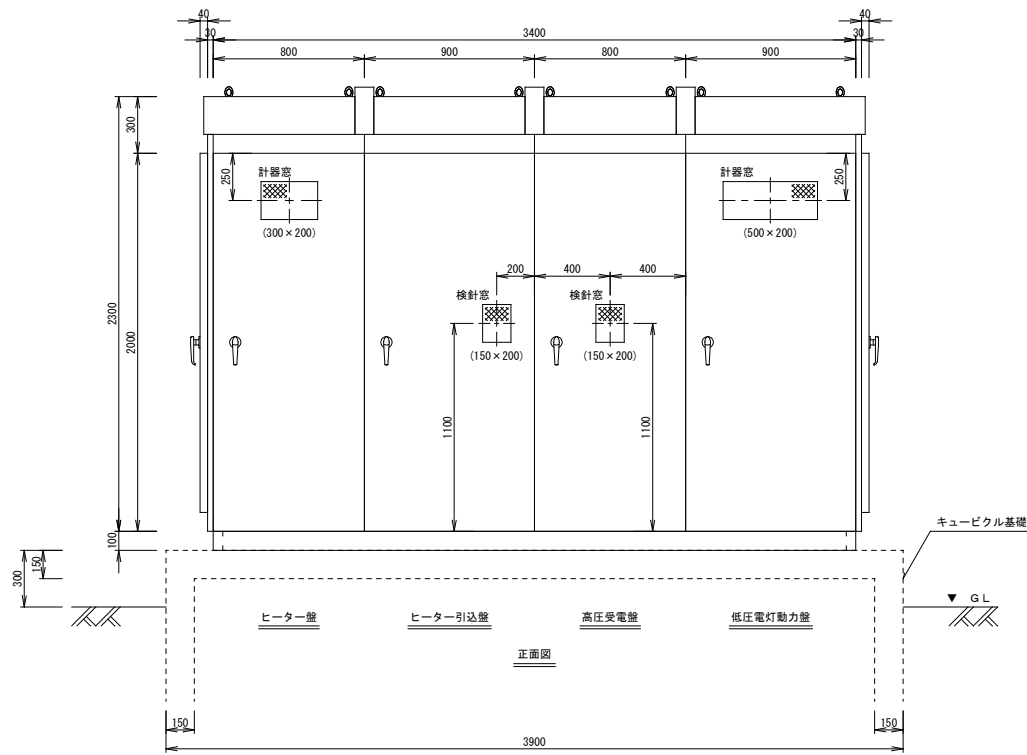
※第二次トプランナー基準適合品を使用。
 ※予備ヒューズ(予備品リストを参照のこと)を納入すること。
 ※キュービクルの設置(搬入)は1面ずつ分割して搬入し、現地に組立とする。
 ※製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。
 ※図中に記入の寸法は参考値とする。
 ※電気主任技術者にて耐圧試験等を行うこと。
 ※参考重量: 3,200kg
 ※第二融雪タイマーは別途北電にて取外し・再取付とする。

予備品リスト

※予備PFは
 ◎ LBS用: (30A×3)×2セット
 ◎ PCS用: (10A×2)×1セット
 ◎ PCS用: (20A×3)×1セット
 ◎ PCS用: (30A×3)×1セット

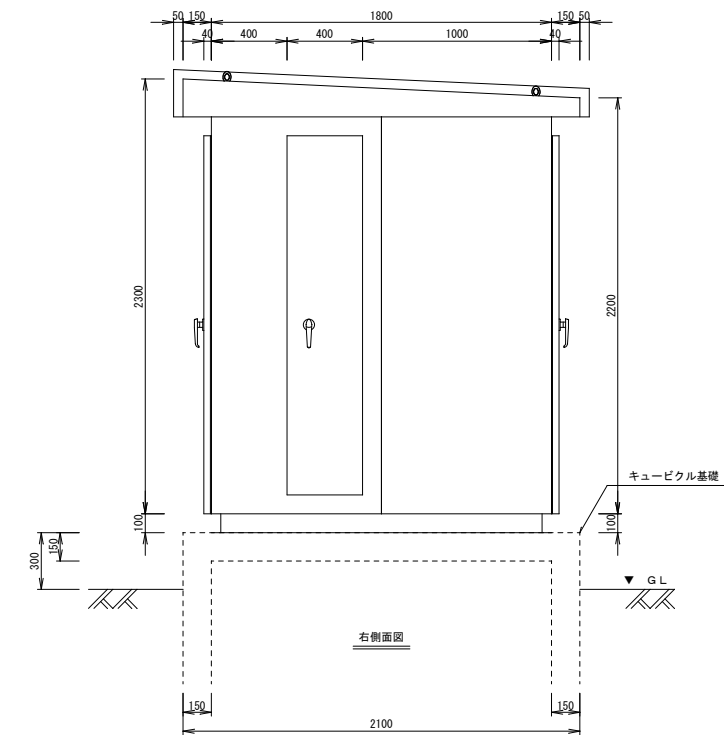
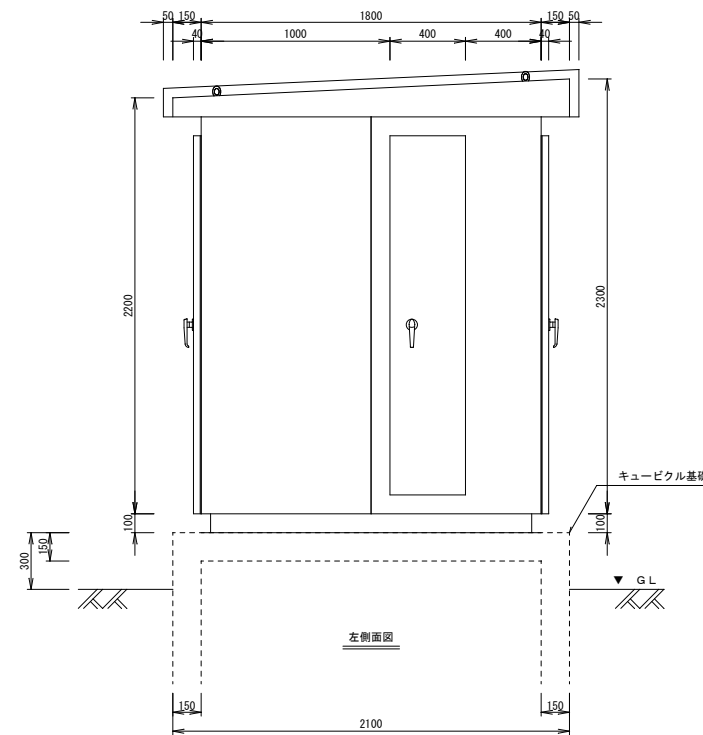
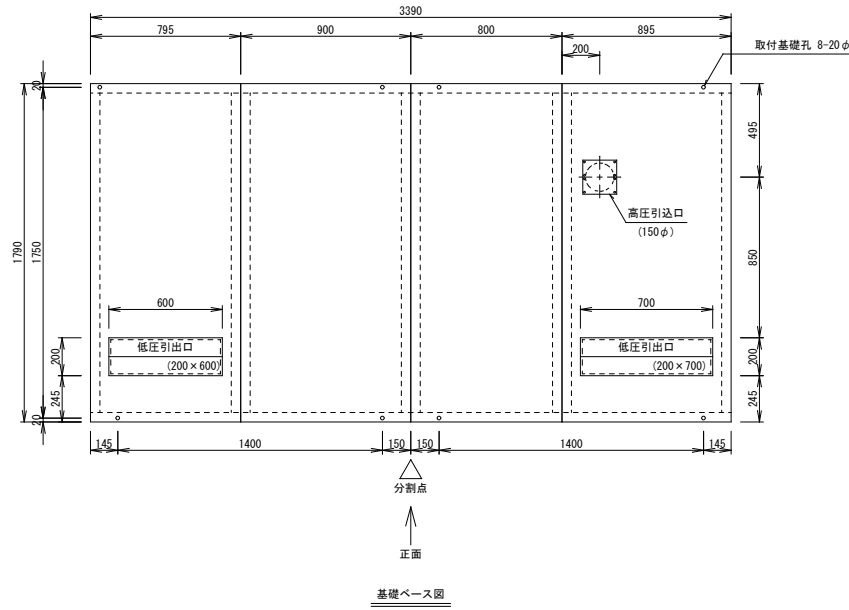
工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
図面名 受変電設備単線結線図(改修前・改修後)				E / 11
原寸	縮尺	年月日		
A1	A3	NO SCALE R06.1		
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当 製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				

キュービクル改修図(改修前)
(実寸図)



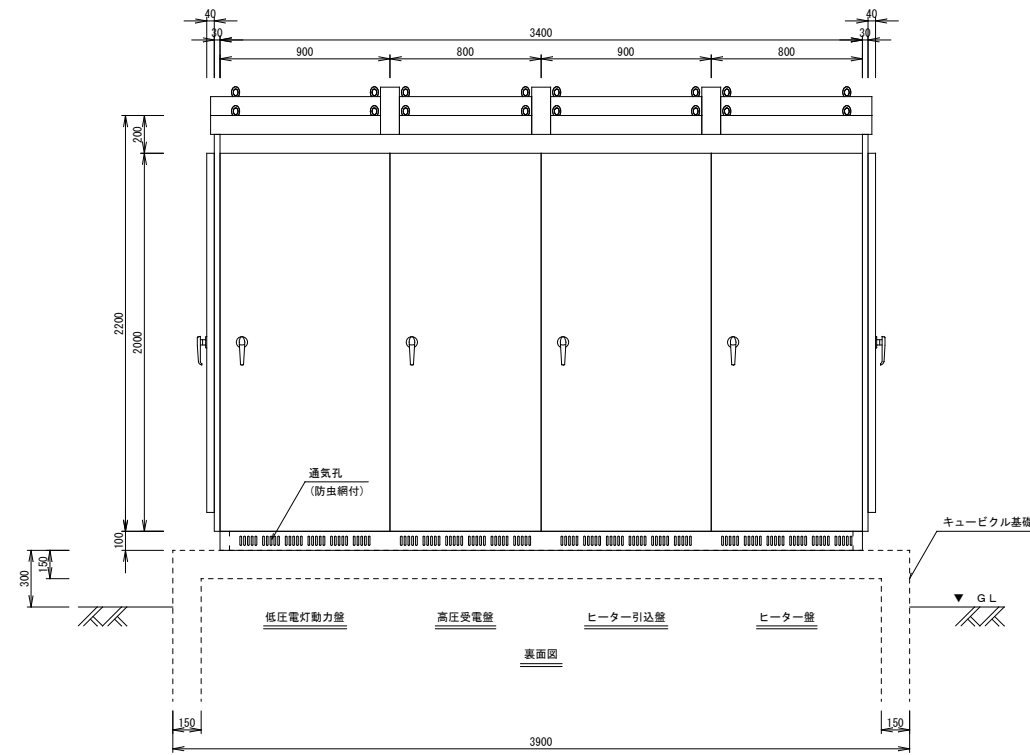
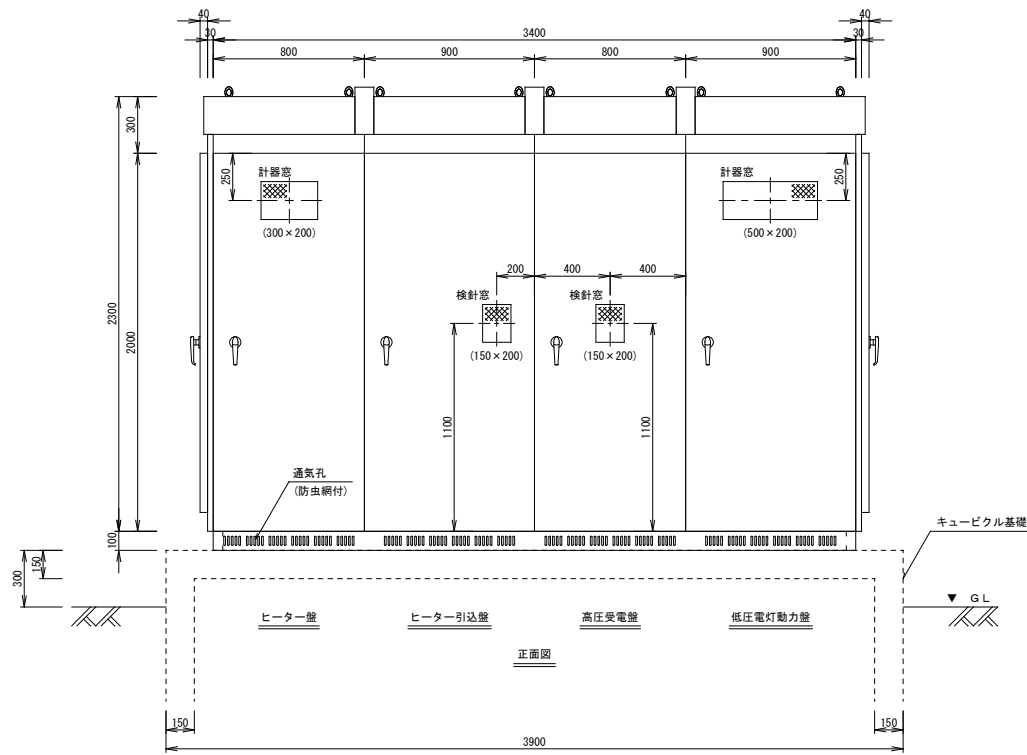
注記

※キュービクルの撤去(搬出)は1面ずつ分割して撤去する。
※既設ケーブルは、再使用とする。
※重量：3,200Kg



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事		図面番号
図面名 キュービクル改修図(改修前)		E / 12
原寸	縮尺	年月日
A 1	NO SCALE R06.1	
A 3		
株式会社 北海道総合設備研究所		審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号		
一級建築士 土門 義廣 第177541号		

キュービクル改修図(改修後)
(参考図)

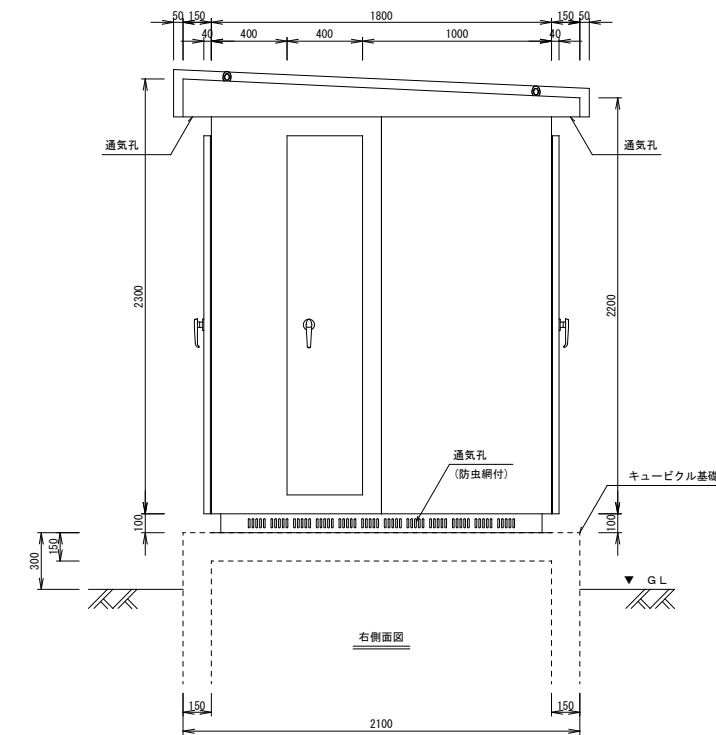
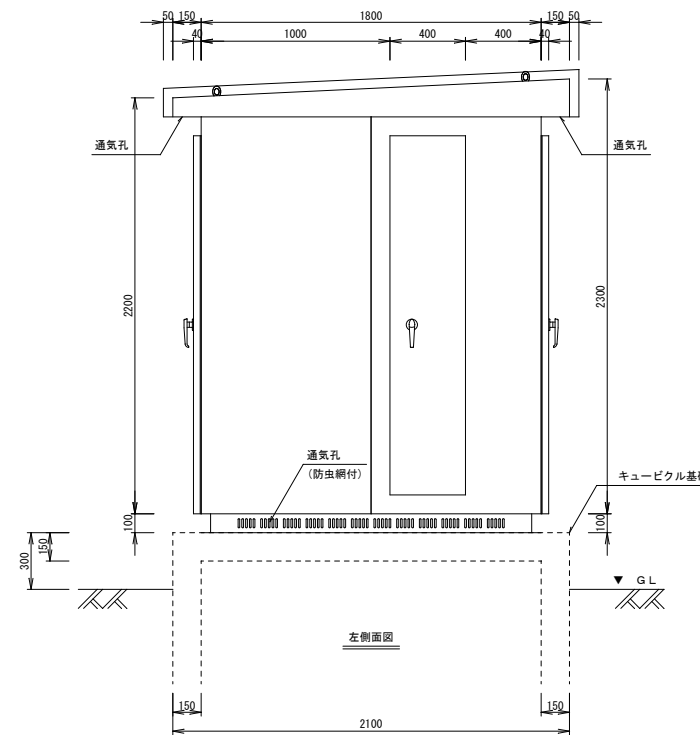
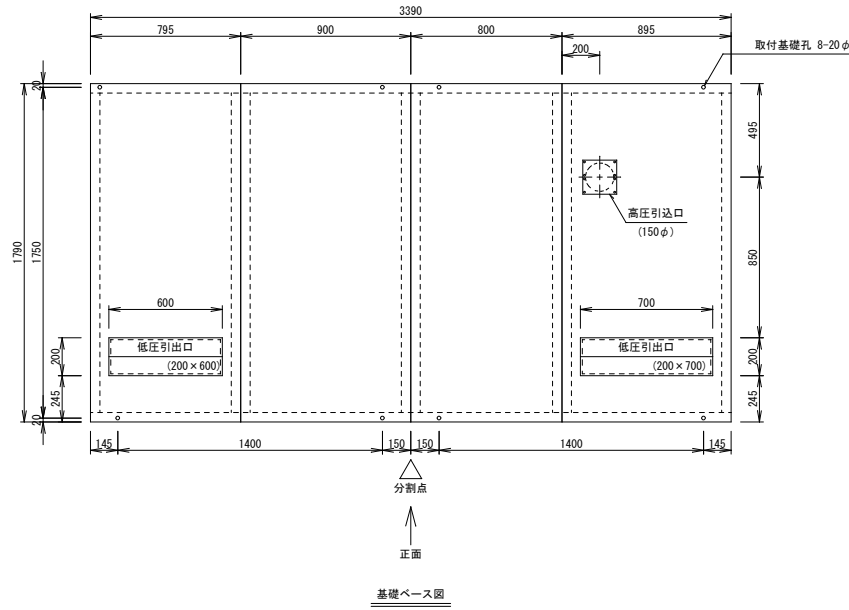


仕様

1. 構造: 屋外自立据置型
2. 材質: 鋼板製 (フィン焼付)
3. 塗装: メーカー標準色塗装
4. 準拠規格: JIS C 4620

注記

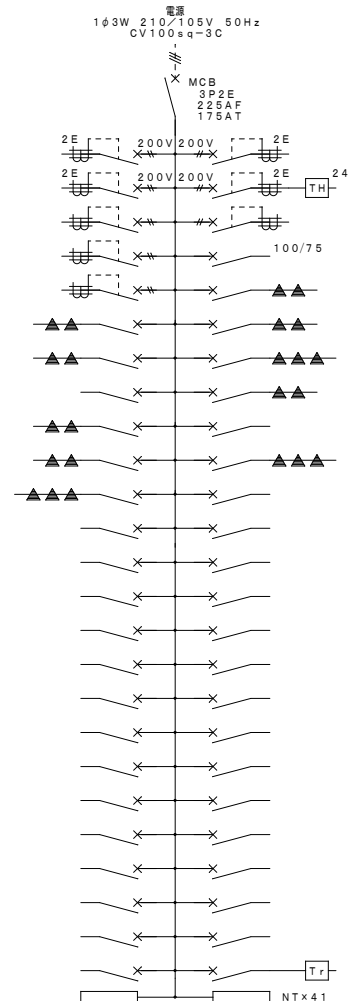
- ※キュービクルの設置(搬入)は1面ずつ分割して搬入し、現地にて組立とする。
- ※製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。
- ※フィンベースは、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
- ※既設アンカーボルトは、再使用とする。
- ※キュービクルベースと基礎の取り合い部は、ウレタン系のコーキングで防水処理を行うこと。
- ※キュービクル内部にゴムパッキンを施工すること。
- ※図中に記入の寸法は参考値とする。
- ※参考重量: 3,200Kg



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事		図面番号
図面名 キュービクル改修図(改修後)		E / 13
原寸	縮尺	年月日
A 1	NO SCALE R06.1	
A 3		
株式会社 北海道総合設備研究所		審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号		
一級建築士 土門 義廣 第177541号		

1 L分電盤図 改修前

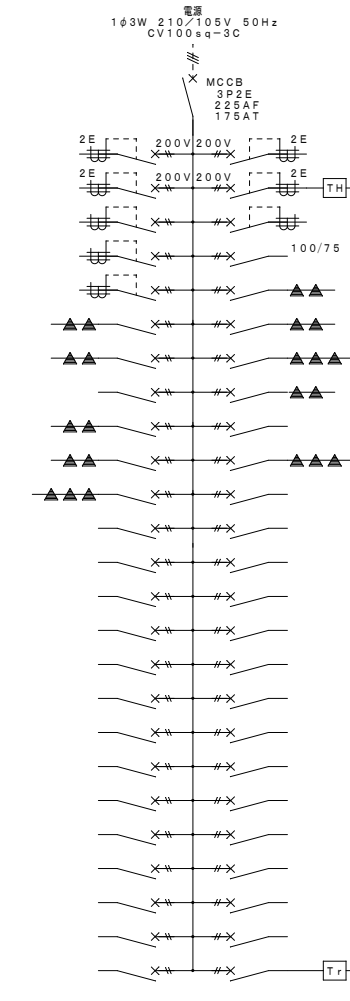
電圧	負荷名称	負荷容量	番号
200V	電気コンロ		(A)
200V	ヨビ		(C)
100V	男女便所 ウォシュレット		(19)
100V	オートドア 風除室		(29)
100V	外部コンセント		(41)
100V	照明 一般図書室①		(1)
100V	照明 一般図書室③		(3)
100V	照明 便所		(5)
100V	照明 エントランスホール・ブラウジングコーナー		(7)
100V	照明 児童図書室②		(9)
100V	照明 階段前		(11)
100V	照明 受付		(13)
100V	フロアコンセント 事務室		(15)
100V	コンセント E L V機械室・物品庫		(17)
100V	コンセント 図書整理室・エントランスホール		(21)
100V	ヨビ		(23)
100V	コンセント 図書整理室		(25)
100V	ヨビ		(27)
100V	オーディオブース		(31)
100V	ヨビ		(33)
100V	アンプ時計		(35)
100V	防犯装置		(37)
100V	空調換気扇 児童図書室・事務室・図書整理室		(39)
100V	オートドア 身障便所		(43)
100V	ヨビ		(45)



番号	負荷容量	負荷名称	電圧
(B)		電気温水器	200V
(D)		外灯	200V
(30)		便所 節水器	100V
(40)		コンピューター 分電盤	100V
(2)		照明 一般図書室②	100V
(4)		照明 一般図書室④	100V
(6)		照明 廊下・AVコーナー	100V
(8)		照明 児童図書室①	100V
(10)		照明 事務室・物品庫	100V
(12)		照明 風除室・ブラウジングコーナー	100V
(14)		照明 図書整理室	100V
(16)		コンセント 事務室	100V
(18)		コンセント ブラウジングコーナー・児童図書室	100V
(20)		コンセント 一般図書室	100V
(22)		ヨビ	100V
(24)		ヨビ	100V
(26)		フロアコンセント コンピューターブース	100V
(28)		ヨビ	100V
(32)		床暖房操作電源	100V
(34)		火報受信機	100V
(36)		電話主装置	100V
(38)		空調換気扇 一般図書室	100V
(42)		エレベーター	100V
(44)		ヨビ	100V
(46)		リモコントランス	100V

1 L分電盤図 改修後

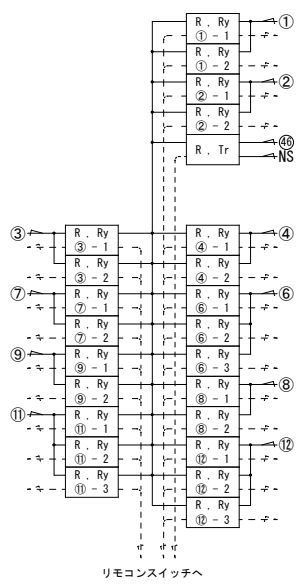
電圧	負荷名称	負荷容量	番号
200V	電気コンロ		(A)
200V	ヨビ		(C)
100V	男女便所 ウォシュレット		(19)
100V	オートドア 風除室		(29)
100V	外部コンセント		(41)
100V	照明 一般図書室①		(1)
100V	照明 一般図書室③		(3)
100V	照明 便所		(5)
100V	照明 エントランスホール・ブラウジングコーナー		(7)
100V	照明 児童図書室②		(9)
100V	照明 階段前		(11)
100V	照明 受付		(13)
100V	フロアコンセント 事務室		(15)
100V	コンセント E L V機械室・物品庫		(17)
100V	コンセント 図書整理室・エントランスホール		(21)
100V	ヨビ		(23)
100V	ヨビ		(25)
100V	ヨビ		(27)
100V	オーディオブース		(31)
100V	ヨビ		(33)
100V	アンプ時計		(35)
100V	防犯装置		(37)
100V	空調換気扇 児童図書室・事務室・図書整理室		(39)
100V	オートドア 身障便所		(43)
100V	ヨビ		(45)



番号	負荷容量	負荷名称	電圧
(B)		電気温水器	200V
(D)		外灯	200V
(30)		便所 節水器	100V
(40)		コンピューター 分電盤	100V
(2)		照明 一般図書室②	100V
(4)		照明 一般図書室④	100V
(6)		照明 廊下・AVコーナー	100V
(8)		照明 児童図書室①	100V
(10)		照明 事務室・物品庫	100V
(12)		照明 風除室・ブラウジングコーナー	100V
(14)		照明 図書整理室	100V
(16)		コンセント 事務室	100V
(18)		コンセント ブラウジングコーナー・児童図書室	100V
(20)		コンセント 一般図書室	100V
(22)		ヨビ	100V
(24)		ヨビ	100V
(26)		フロアコンセント コンピューターブース	100V
(28)		ヨビ	100V
(32)		床暖房操作電源	100V
(34)		火報受信機	100V
(36)		電話主装置	100V
(38)		空調換気扇 一般図書室	100V
(42)		エレベーター	100V
(44)		ヨビ	100V
(46)		リモコントランス	100V

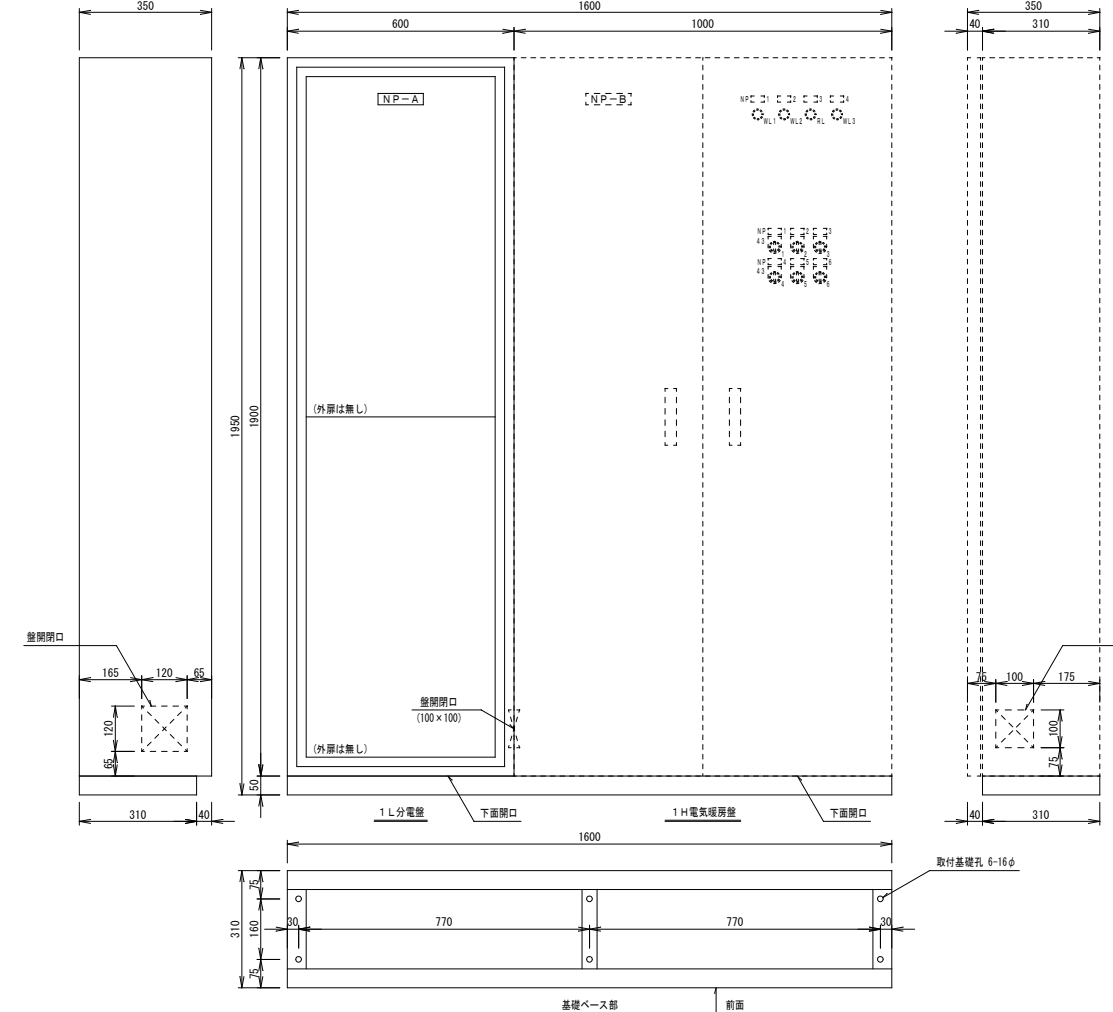
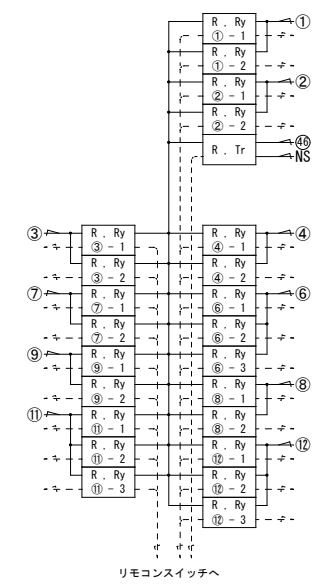
- MCB 2P2E 100/75A ~ 1
- ELB 2P2E 50/20A 30mA ~ 4
- ELB 2P1E 50/20A 30mA ~ 4
- MCB 1P1E 50/20A ~ 41
- RRy リモコンレ 1P 20A
- RTR リモコントランス AC100/200V 36VA

- ※ 注 記
- 露出キャビネット部を撤去する。
 - 内部機器及び扉(中扉)を撤去する。
- TH 24H は、タイマー(24時間)を示す。
- Tr は、リモコントランスを示す。
- ▲ は、リモコンリレーを示す。
- NT は、ニュートラル棒を示す。



- MCB 2P2E 100/75A ~ 1
- ELB 2P2E 50/20A 30mA ~ 4
- ELB 2P1E 50/20A 30mA ~ 4
- MCB 2P1E 50/20A ~ 41
- RRy リモコンレ 1P 20A
- RTR リモコントランス AC100/200V 36VA

- ※ 注 記
- 露出キャビネット部を新設する。
 - 内部機器及び扉を新設する。
 - MCB2P50/20及びELB2P50/20は、JIS協約型1P用(×)とする。
 - JIS協約型1P用(×)のブレーカで100Vは2P1E、200Vは2P2Eとする。
 - ELB感度電流値は、特記なき限り30mAとする。
 - 図中に記入の寸法は参考値とする。
 - (製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
 - NP-A : 1 L分電盤
 - NP-B : 1 H電気暖房盤
 - 参考重量 : 120Kg (1 L分電盤)
- TH 24H は、タイマー(24時間)を示す。
- Tr は、リモコントランスを示す。
- ▲ は、リモコンリレーを示す。
- (※) は、赤文字、0が+付とする。



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

図面番号 E / 14

図面名 電灯設備図(1 L分電盤:改修前・改修後) 原寸 縮尺 年月日

A 1 NO SCALE R06.1 A 3

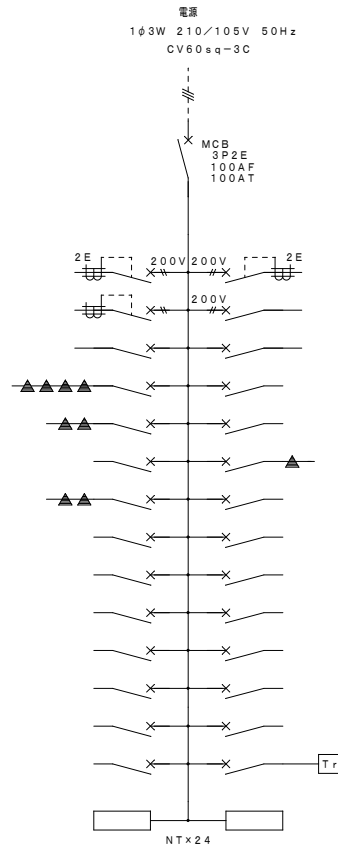
株式会社 北海道総合設備研究所 審査担当 製図

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号

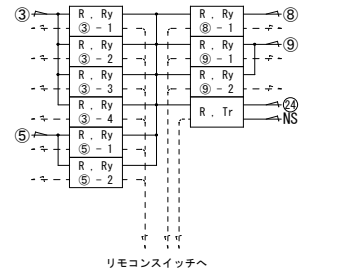
一級建築士 土門 義廣 第177541号

2 L分電盤図 改修前 (内部改修)

電圧	負荷名称	負荷容量	番号
200V	電気コンロ		(A)
100V	男女便所 ウォシュレット		(C)
100V	照明 読書室		(1)
100V	照明 廊下・階段		(3)
100V	照明 ホール		(5)
100V	照明 読書室		(7)
100V	照明 多目的室1		(9)
100V	コンセント お話し室・読書室		(11)
100V	コンセント 書庫・休憩室		(13)
100V	コンセント 多目的室		(15)
100V	コンセント 読書室		(17)
100V	空調換気扇 読書室・多目的室		(19)
100V	便所 即水器		(21)
100V	ヨビ		(23)

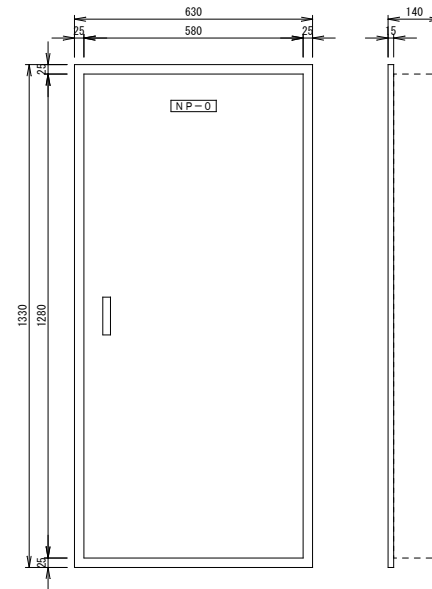


番号	負荷容量	負荷名称	電圧
(B)		電気温水器	200V
(D)		ヨビ	200V
(2)		照明 お話し室	100V
(4)		照明 書庫・休憩室	100V
(6)		照明 小会議室・他	100V
(8)		照明 多目的室2	100V
(10)		照明 便所	100V
(12)		コンセント 廊下・ホール	100V
(14)		コンセント 小会議室・控室	100V
(16)		AVラック	100V
(18)		OA用コンセント 書庫	100V
(20)		暗幕・スクリーン	100V
(22)		ヨビ	100V
(24)		リモコントランス	100V



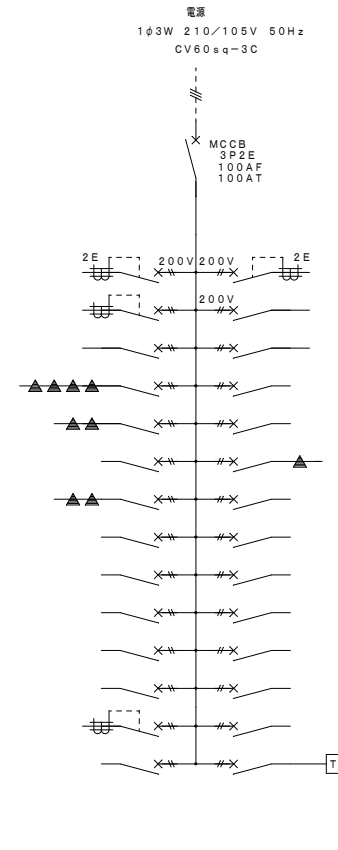
MCB 2P2E 50/20A ~ 1
ELB 2P2E 50/20A 30mA ~ 2
ELB 2P1E 50/20A 30mA ~ 1
MCB 1P1E 50/20A ~ 24
RRy リモコンレ 1P 20A
RTR リモコントランス AC100/200V 36VA

※ 注 記
1. 埋込キャビネット部は再使用する。
2. 内部機器及び扉(外扉)を撤去する。
Tr は、リモコントランスを示す。
▲ は、リモコンリレーを示す。
□ NT は、ニュートラル端子を示す。

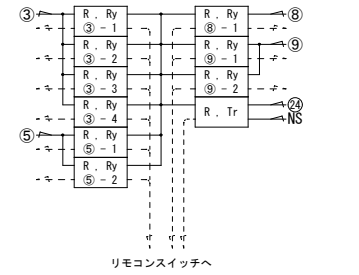


2 L分電盤図 改修後 (内部改修)

電圧	負荷名称	負荷容量	番号
200V	電気コンロ		(A)
100V	男女便所 ウォシュレット		(C)
100V	照明 読書室		(1)
100V	照明 廊下・階段		(3)
100V	照明 ホール		(5)
100V	照明 読書室		(7)
100V	照明 多目的室1		(9)
100V	コンセント お話し室・読書室		(11)
100V	コンセント 書庫・休憩室		(13)
100V	コンセント 多目的室		(15)
100V	コンセント 読書室		(17)
100V	空調換気扇 読書室・多目的室		(19)
100V	便所 即水器		(21)
100V	ヨビ		(23)



番号	負荷容量	負荷名称	電圧
(B)		電気温水器	200V
(D)		ヨビ	200V
(2)		照明 お話し室	100V
(4)		照明 書庫・休憩室	100V
(6)		照明 小会議室・他	100V
(8)		照明 多目的室2	100V
(10)		照明 便所	100V
(12)		コンセント 廊下・ホール	100V
(14)		コンセント 小会議室・控室	100V
(16)		AVラック	100V
(18)		OA用コンセント 書庫	100V
(20)		暗幕・スクリーン	100V
(22)		ヨビ	100V
(24)		リモコントランス	100V

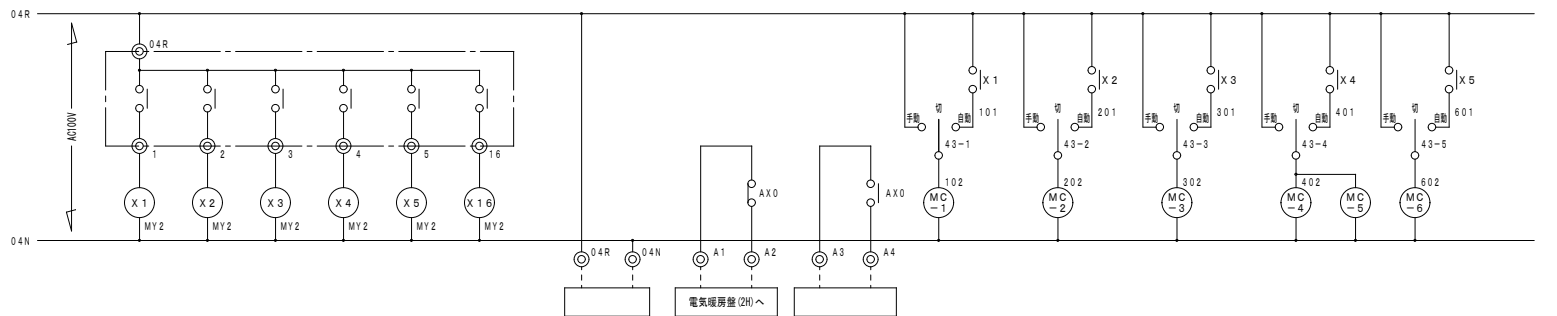
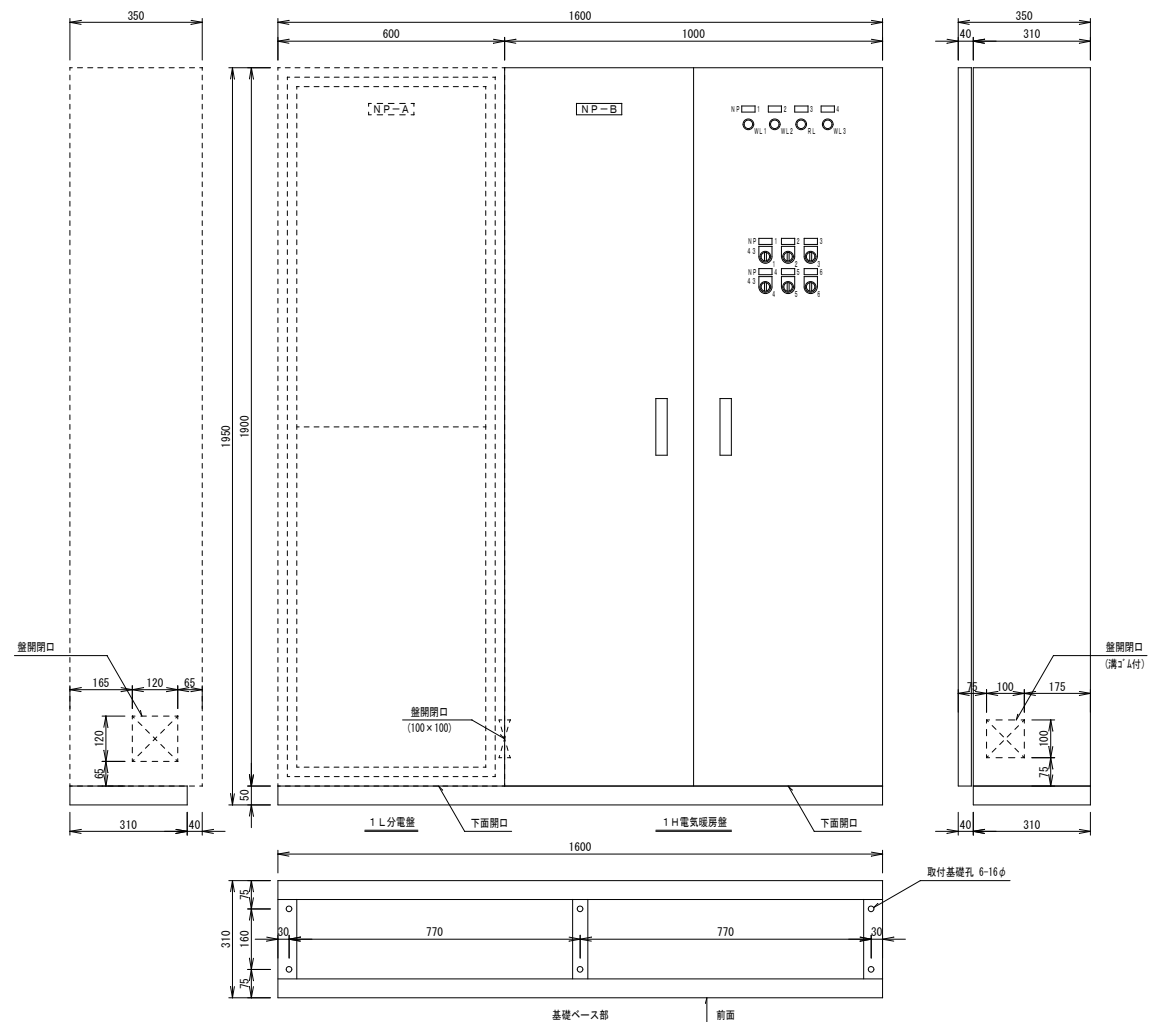
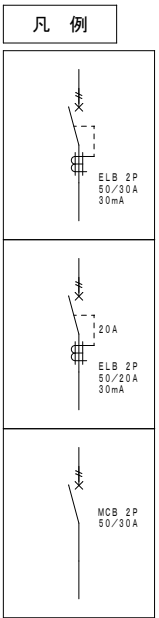
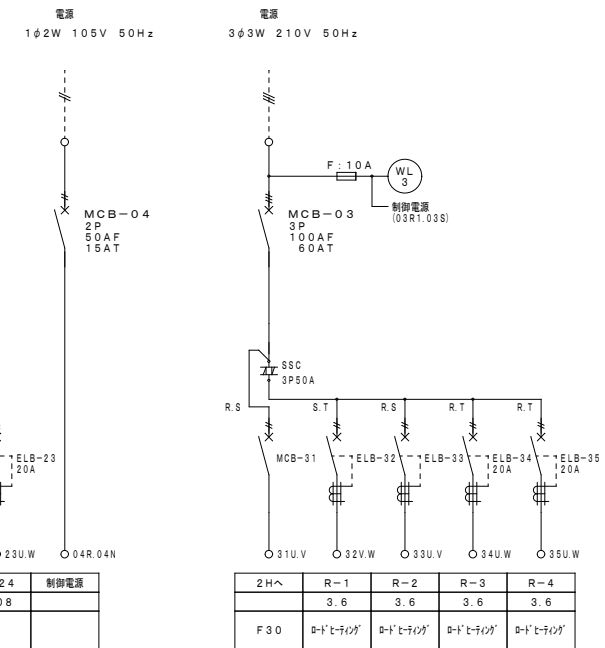
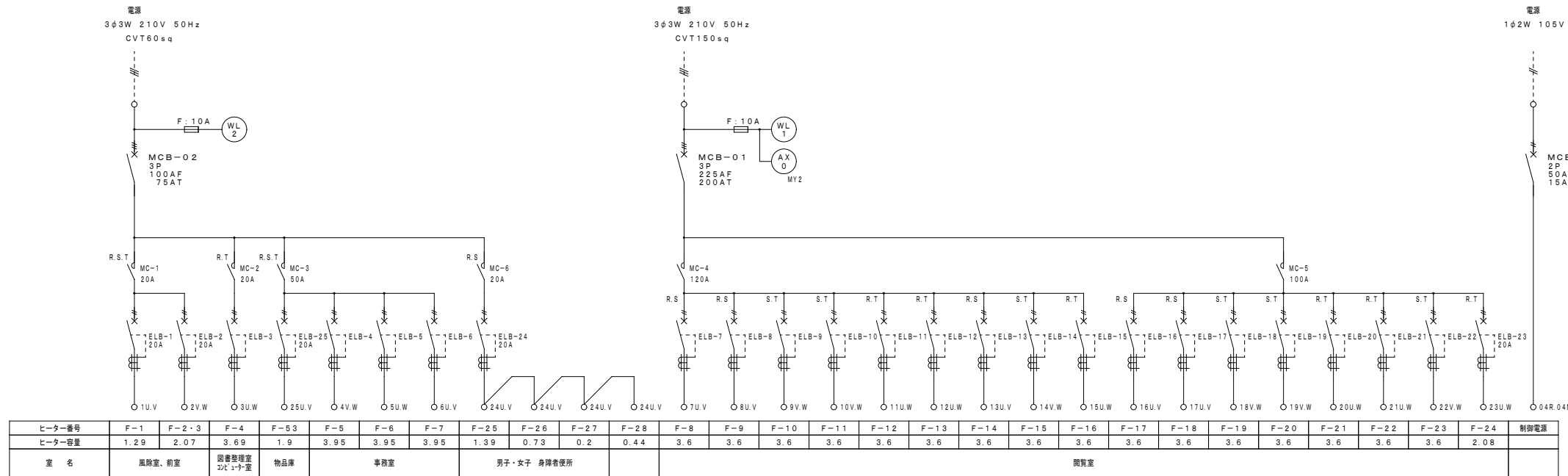


MCB 2P2E 50/20A ~ 1
ELCB 2P2E 50/20A 30mA ~ 2
ELCB 2P1E 50/20A 30mA ~ 2
MCB 2P1E 50/20A ~ 23
RRy リモコンレ 1P 20A
RTR リモコントランス AC100/200V 36VA

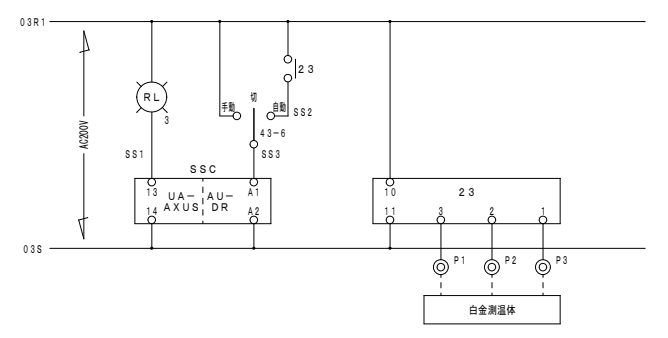
※ 注 記
1. 埋込キャビネット部は再使用する。
2. 内部機器及び扉(外扉)を新設する。
3. MCB2P50/20及びELCB2P50/20は、JIS協約型1P4Aとする。
4. JIS協約型1Pフェューザのブレーカで100Vは2P1E、200Vは2P2Eとする。
5. ELCB感度電流値は、特記なき限り30mAとする。
6. 図中に記入の寸法は参考値とする。
(製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
7. N P-0 : 2 L分電盤
8. 参考重量 : 80Kg
Tr は、リモコントランスを示す。
▲ は、リモコンリレーを示す。

工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
図面名 電灯設備図(2L分電盤:改修前・改修後)	原寸	縮尺	年月日	E / 15
NO SCALE: R06.1				
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当 製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				

1H電気暖房盤図 改修前



- ※ 注 記
- 露出キャビネット部を撤去する。
 - 内部機器及び扉(外扉)を撤去する。
 - NP-A: 1L分電盤
 - NP-B: 1H電気暖房盤
 - 重量: 250Kg (1H電気暖房盤)



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事

図面番号 E / 16

図面名 電灯設備図(1H電気暖房盤:改修前)

原寸 縮尺 年月日 A 1 NO SCALE R06.1 A 3

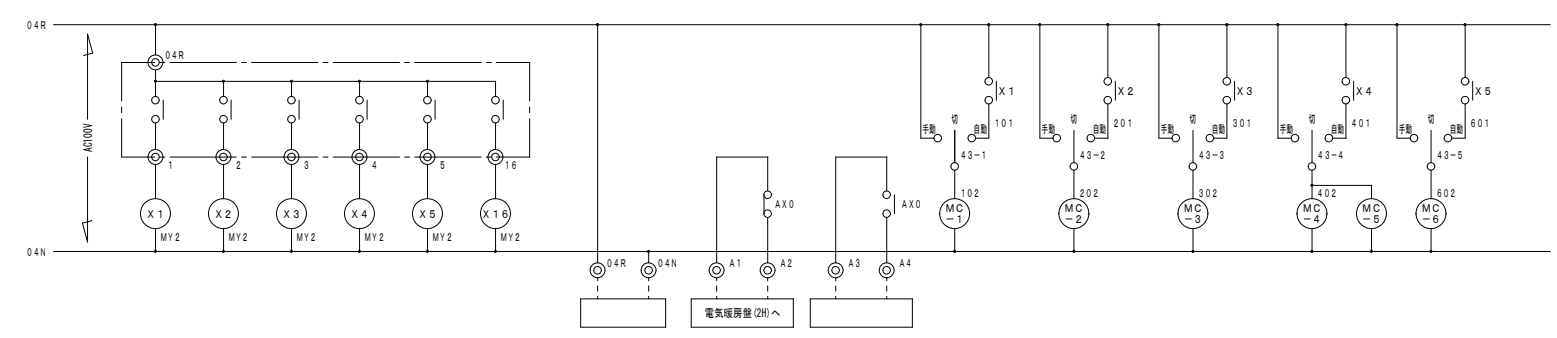
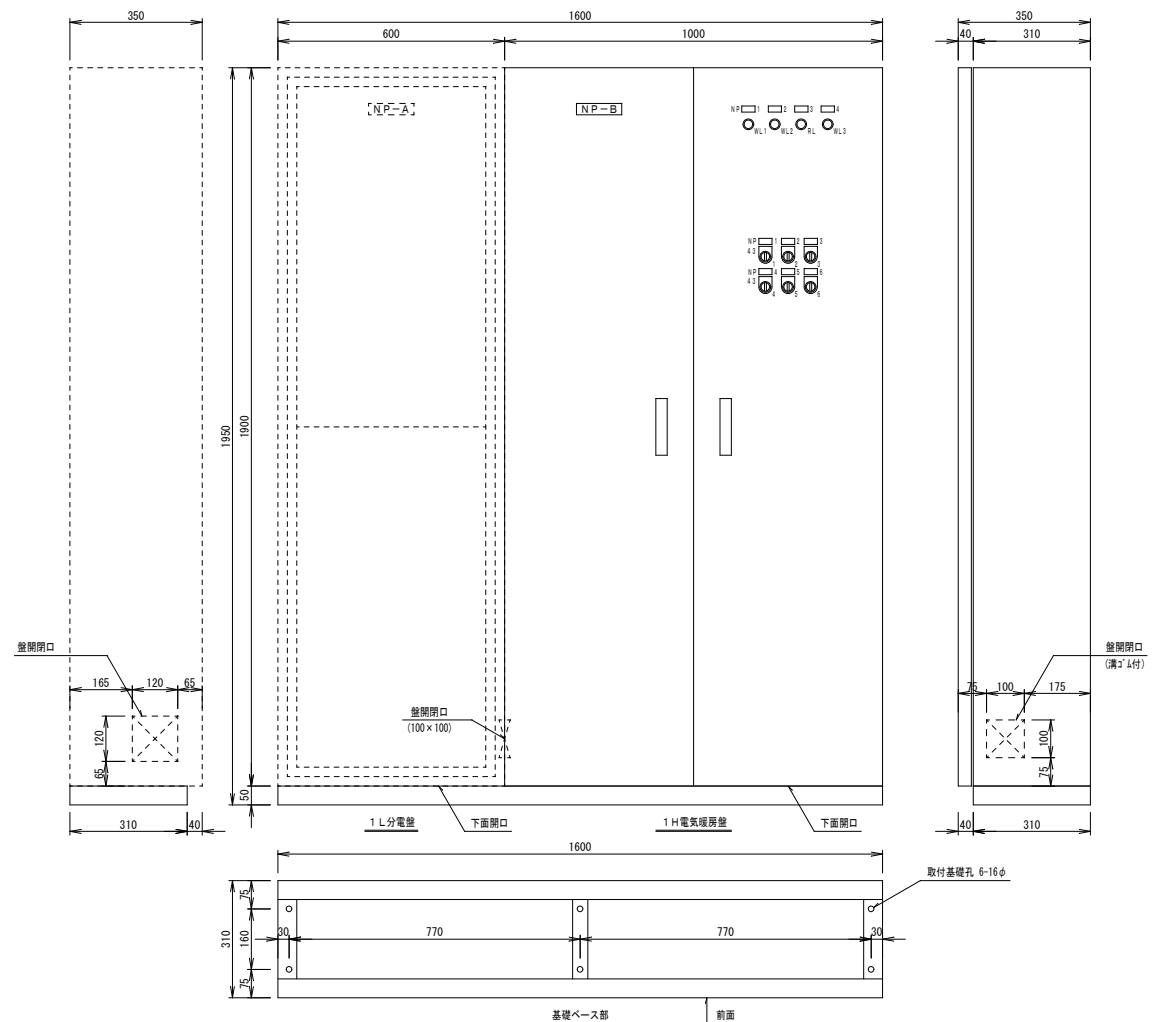
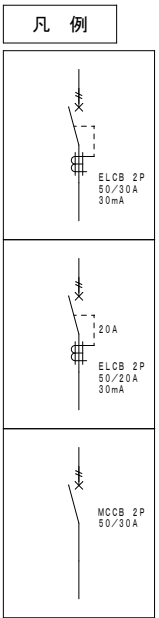
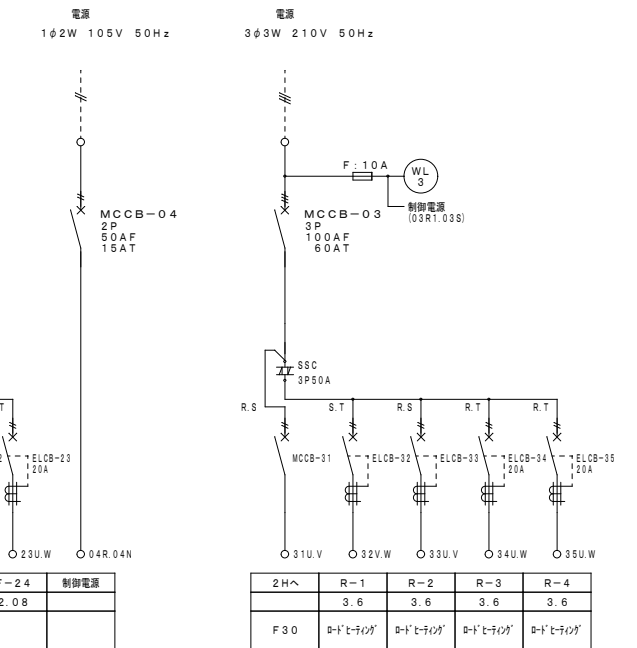
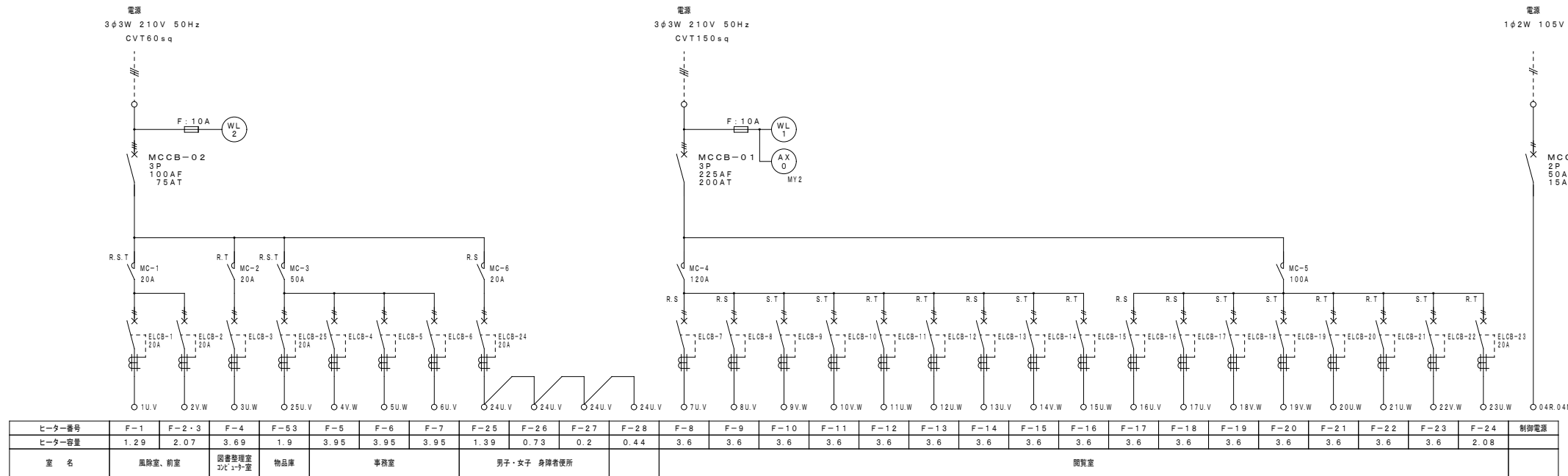
株式会社 北海道総合設備研究所

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号

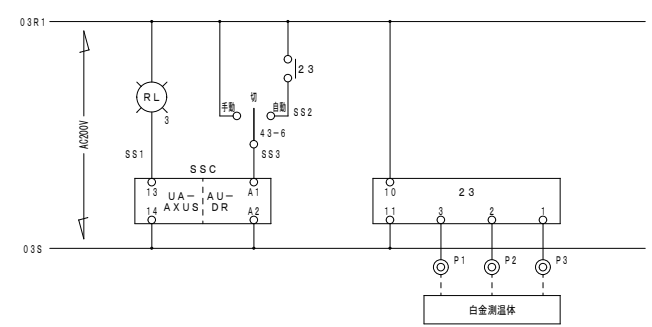
一級建築士 土門 義廣 第177541号

審査担当製図

1H電気暖房盤図 改修後



- ※ 注 記
- 露出キャビネット部を新設する。
 - 内部機器及び扉(外扉)を新設する。
 - 図中に記入の寸法は参考値とする。
(製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
 - NP-A: 1L分電盤
NP-B: 1H電気暖房盤
 - 参考重量: 250kg (1H電気暖房盤)



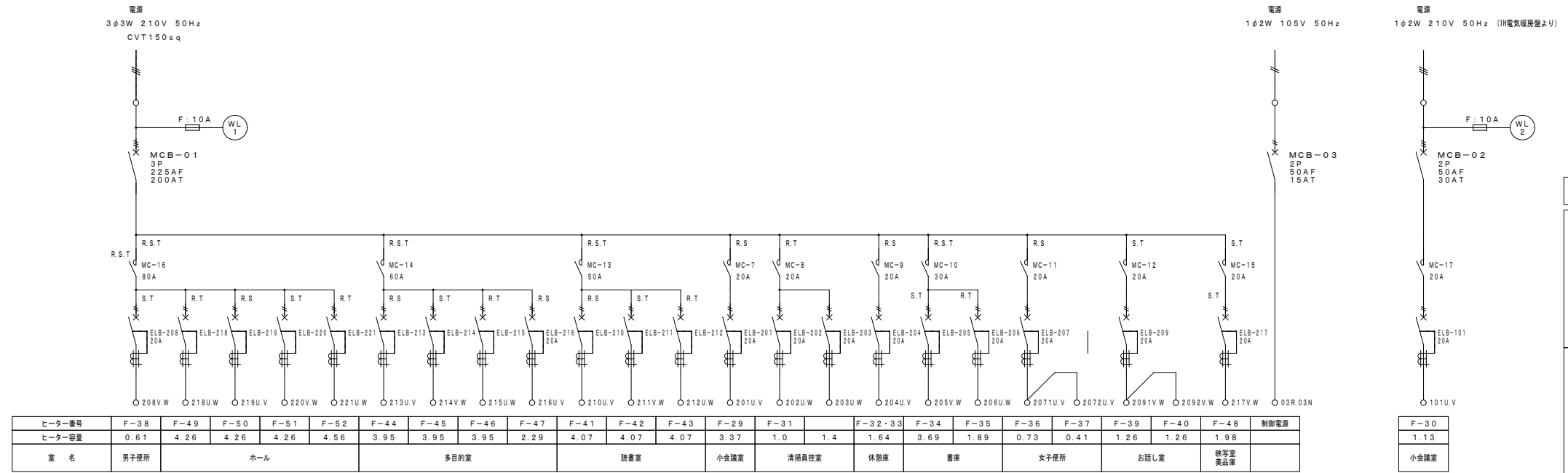
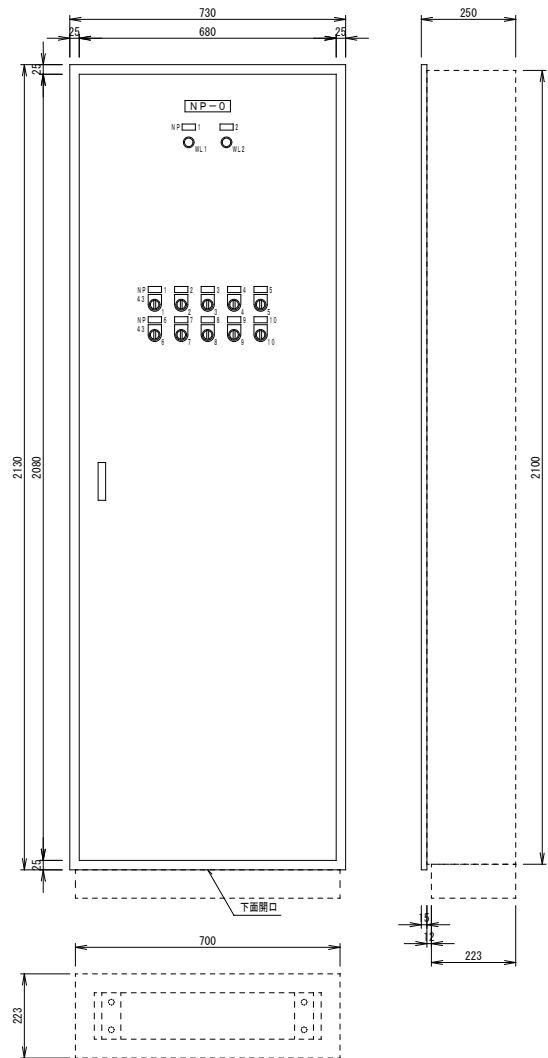
工事名称 山の手図書館電気設備改修工事 図面番号 E / 17

図面名 電灯設備図(1H電気暖房盤:改修後) 原寸 縮尺 年月日 A 1 NO SCALE R06.1 A 3

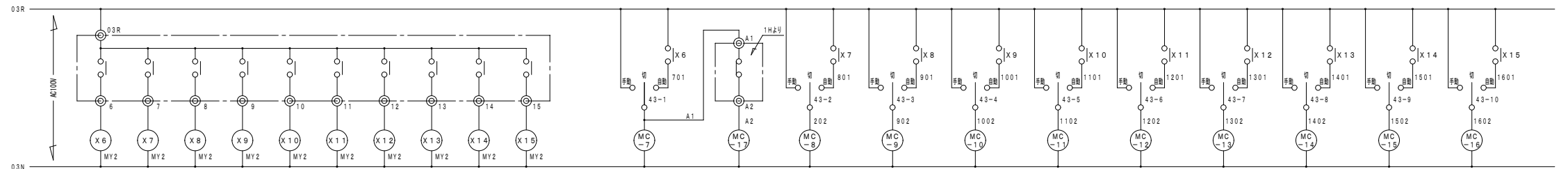
株式会社 北海道総合設備研究所 審査担当製図

一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号
一級建築士 土門 義廣 第177541号

2H電気暖房盤図 改修前



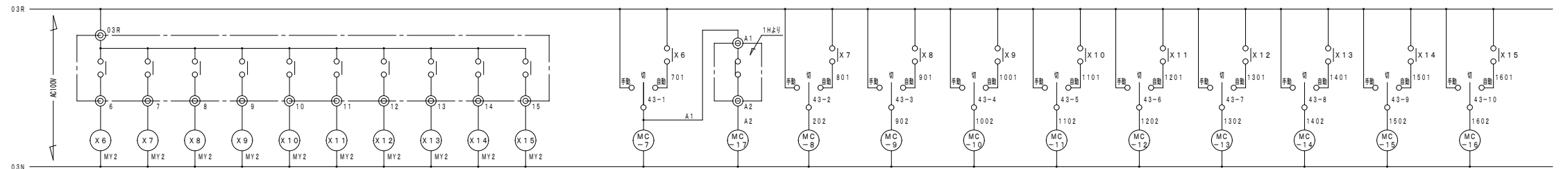
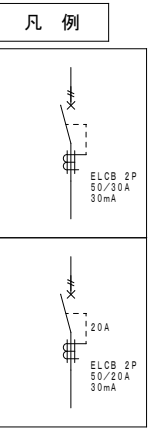
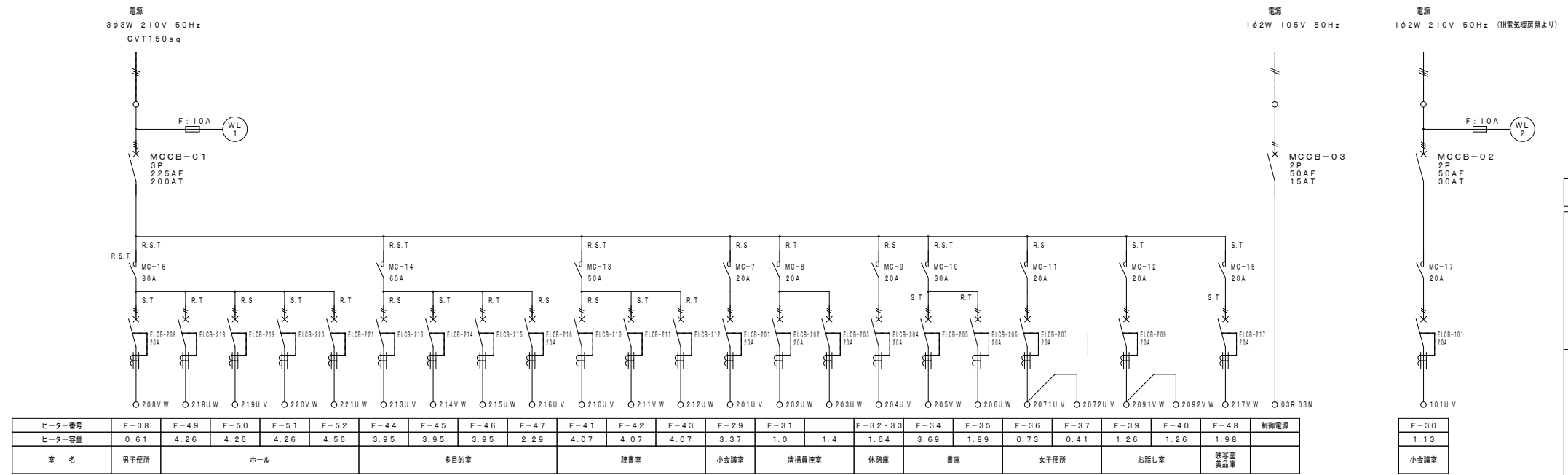
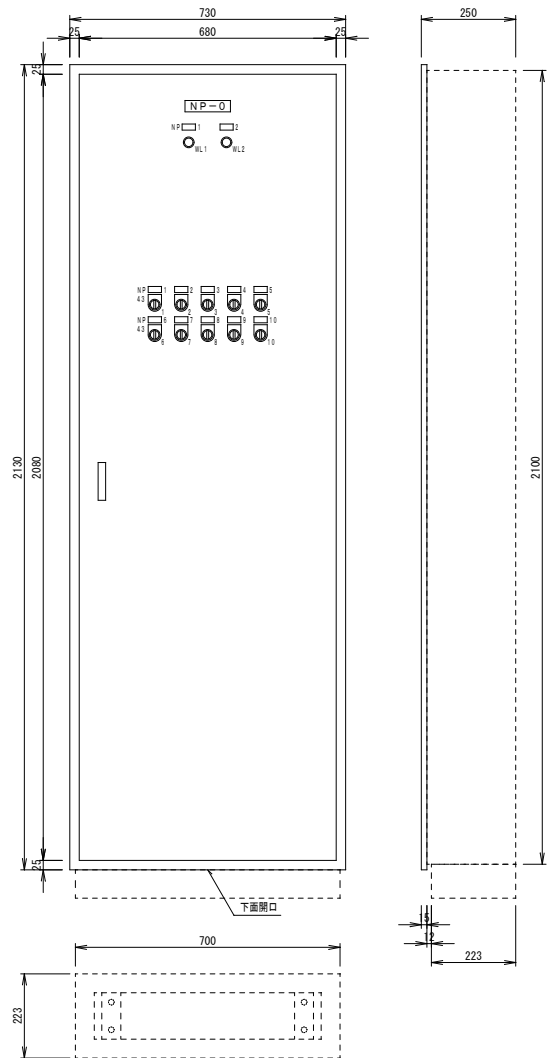
ヒーター番号	F-38	F-49	F-50	F-51	F-52	F-44	F-45	F-46	F-47	F-41	F-42	F-43	F-29	F-31		F-32・33	F-34	F-35	F-36	F-37	F-39	F-40	F-48	制御電源
ヒーター容量	0.61	4.26	4.26	4.26	4.56	3.95	3.95	3.95	2.29	4.07	4.07	4.07	3.37	1.0	1.4	1.64	3.69	1.89	0.73	0.41	1.26	1.26	1.98	
室名	男子便所	ホール			多目的室				読書室			小会議室	清掃員控室	休憩庫	書庫	女子便所		お話し室		検写室 美品庫		小会議室		



- ※ 注 記
1. 埋込キャビネット部は再使用する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を撤去する。
 3. N P - 0 : 2H電気暖房盤
 4. 重量 : 210kg

工事名称	山の手図書館電気設備改修工事			図面番号	E / 18
図面名	電灯設備図(2H電気暖房盤:改修前)	原寸	縮尺	年月日	
		A 1	NO SCALE R06.1		
		A 3			
株式会社 北海道総合設備研究所					審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号					
一級建築士 土門 義廣 第177541号					

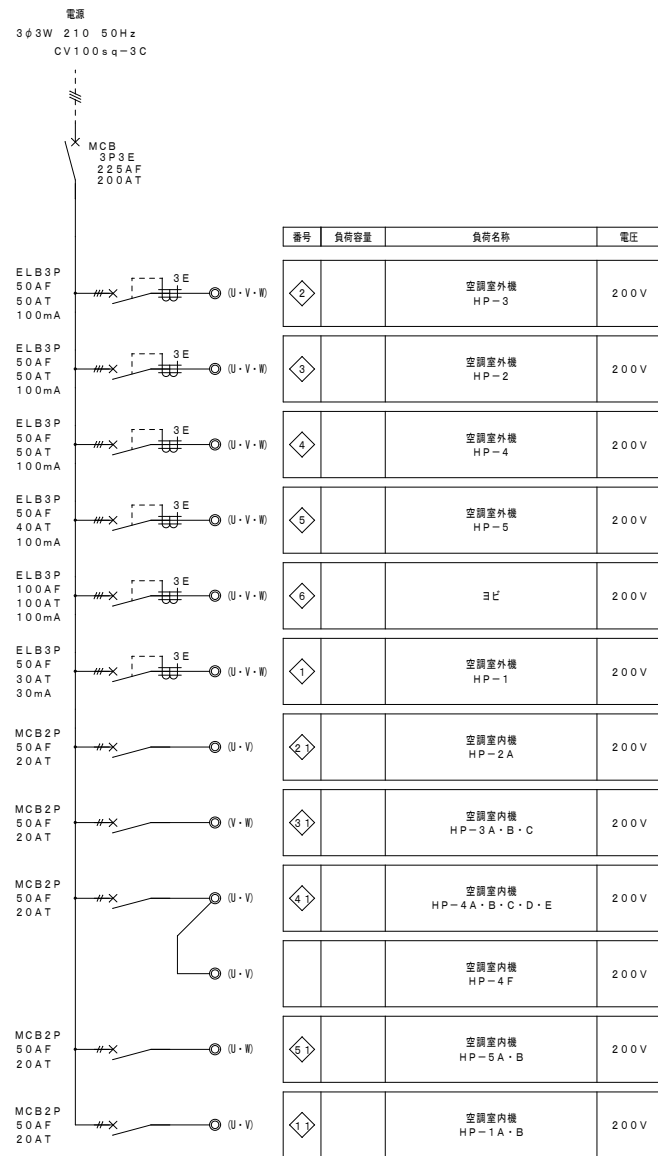
2H電気暖房盤図 改修後



- ※ 注 記
1. 埋込キャビネット部は再使用する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を新設する。
 3. 図中に記入の寸法は参考値とする。
(製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
 3. N.P-0 : 2H電気暖房盤
 4. 参考重量 : 210Kg

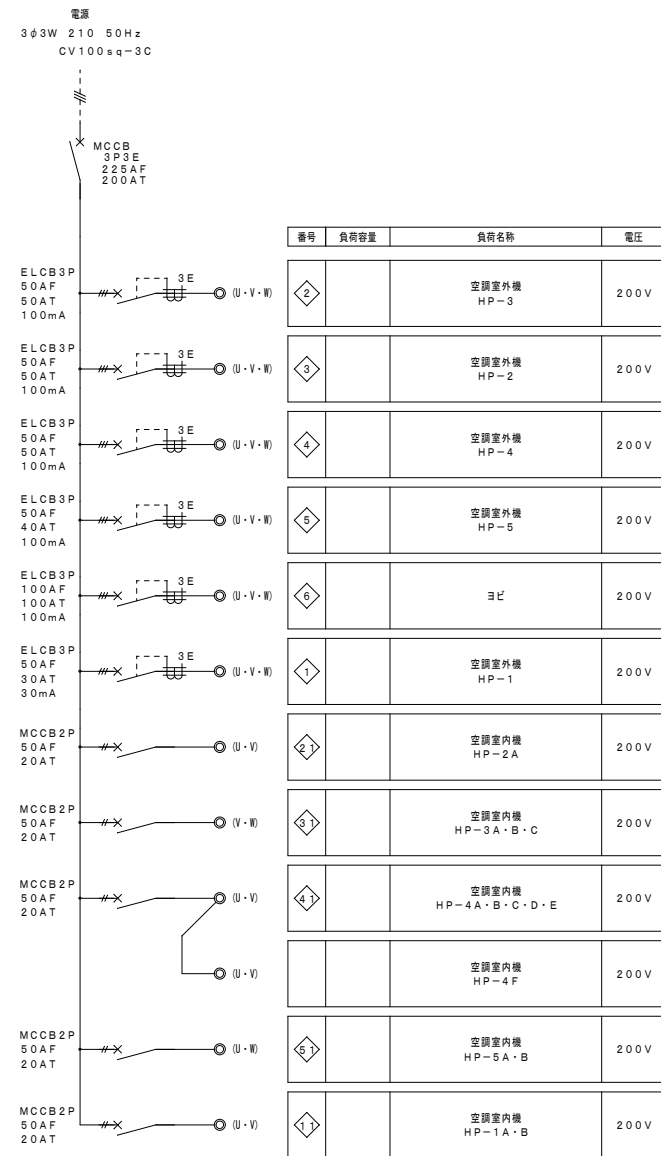
工事名称 山の手図書館電気設備改修工事		図面番号
図面名 電灯設備図(2H電気暖房盤:改修後)		E / 19
原寸	縮尺	年月日
A 1	NO SCALE R06.1	
株式会社 北海道総合設備研究所		審査担当 製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号		
一級建築士 土門 義廣 第177541号		

空調機盤図 改修前

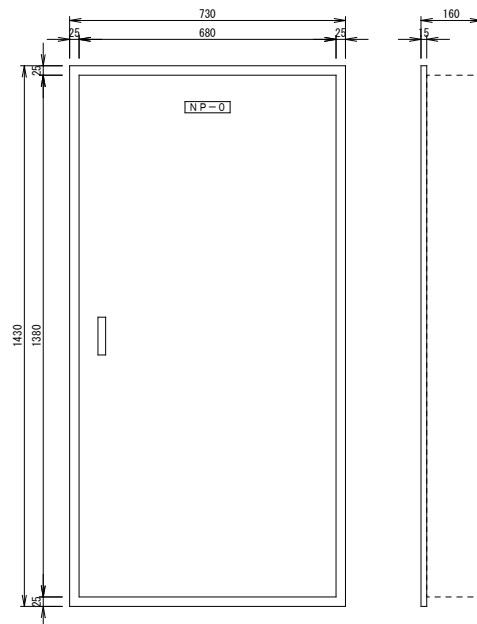


※ 注 記
 1. 埋込キャビネット部は再使用する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を撤去する。

空調機盤図 改修後



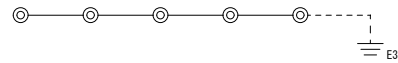
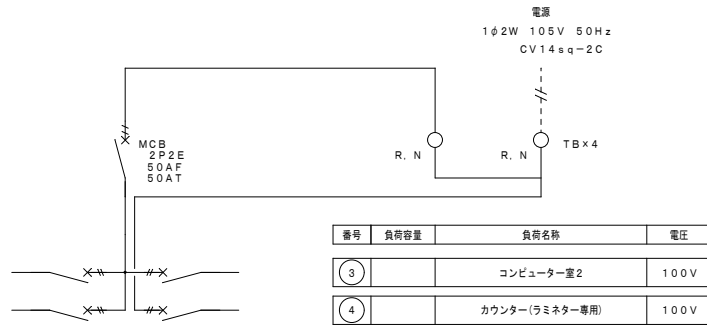
※ 注 記
 1. 埋込キャビネット部は再使用する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を新設する。
 3. 図中に記入の寸法は参考値とする。
 (製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
 3. NP-0: 空調機盤
 4. 参考重量: 90Kg



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事				図面番号
図 名 動力設備図(空調機盤:改修前・改修後)				E / 20
原寸	縮尺	年月日		
A 1	A 3	NO SCALE R06.1		
株式会社 北海道総合設備研究所				審査担当 製 図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号				
一級建築士 土門 義廣 第177541号				

コンピューター分電盤図 改修前

電圧	負荷名称	負荷容量	番号
100V	コンピューター室1		①
100V	受付カウンター		②

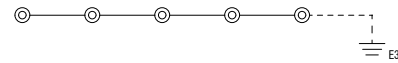
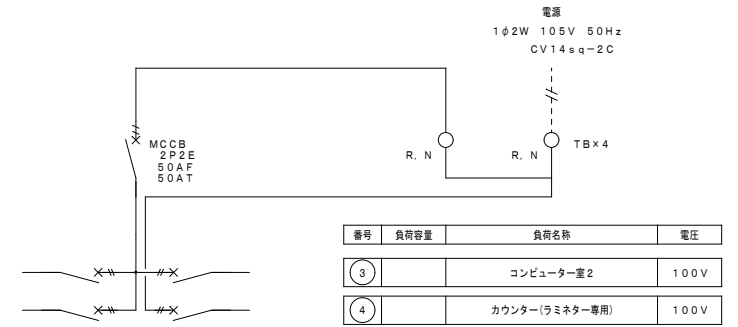


MCB 2P2E 50/20A ~ 4

- ※ 注 記
 1. 露出キャビネット部を撤去する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を撤去する。

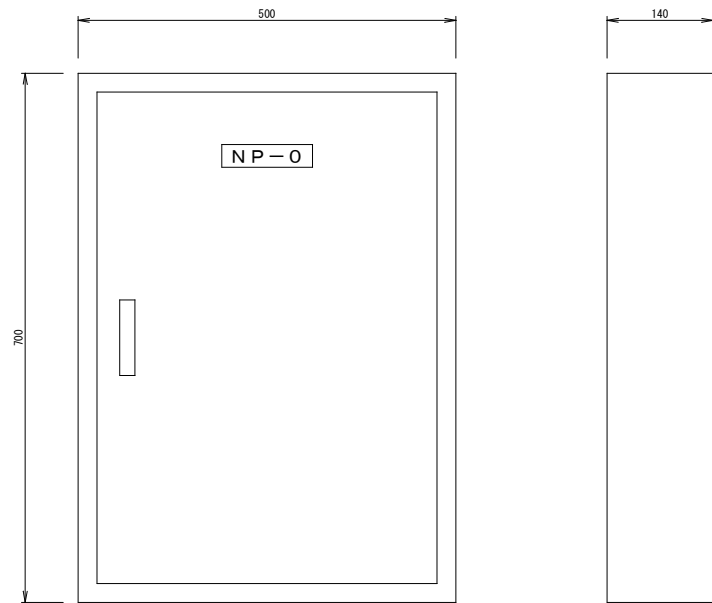
コンピューター分電盤図 改修後

電圧	負荷名称	負荷容量	番号
100V	コンピューター室1		①
100V	受付カウンター		②



MCB 2P1E 50/20A ~ 4

- ※ 注 記
 1. 露出キャビネット部を新設する。
 2. 内部機器及び扉(外扉)を新設する。
 3. MCB2P50/20及びELCB2P50/20は、JIS協約型1P1Aとする。
 4. JIS協約型1P1Aのブレーカーで100Vは2P1E、200Vは2P2Eとする。
 5. 図中に記入の寸法は参考値とする。
 (製作にあたっては、現地の形状及び寸法を確認すること。)
 6. NP-0: コンピューター分電盤
 7. 参考重量: 3.5kg



工事名称 山の手図書館電気設備改修工事			図面番号
図面名	原寸	縮尺	年月日
コンセント設備図(コンピューター分電盤)	A 1		
(改修前・改修後)	A 3	NO SCALE R06.1	E / 2 1
株式会社 北海道総合設備研究所			審査担当製図
一級建築士事務所 北海道知事登録(石)第3155号			
一級建築士 土門 義廣 第177541号			